

第五十一回国会 大蔵委員会 議 録 第七号

昭和四十年十二月二十七日(月曜日)

午後四時十五分開議

出席委員

委員長 吉田 重延君

理事 天野 公義君

理事 原田 憲君

理事 山中 貞則君

理事 堀 昌雄君

理事 岩動 道行君

理事 奥野 誠亮君

理事 木村 剛輔君

理事 小山 省二君

理事 砂田 重民君

理事 谷川 和穂君

理事 西岡 武夫君

理事 村山 達雄君

理事 渡辺 栄一君

理事 岡 良一君

理事 只松 祐治君

理事 平岡忠次郎君

理事 藤田 高敏君

理事 春日 一幸君

出席國務大臣

大蔵 大臣 福田 赳夫君

出席政府委員

大蔵政務次官 藤井 勝志君

大蔵事務官 (大臣官房長) 村上孝太郎君

大蔵事務官 (主計局次長) 岩尾 一君

大蔵事務官 (主計局長) 塩崎 潤君

大蔵事務官 (理財局長) 中尾 博之君

大蔵事務官 (銀行局長) 佐竹 浩君

国税庁長官 泉 美之松君

委員外の出席者

農林事務官 森本 修君

(農林経済局長) 山本 重信君

中小企業庁長官 山本 重信君

専門員 坂井 光三君

十二月二十七日

委員岩動道行君及び西岡武夫君辞任につき、その補欠として岩動道行君及び西岡武夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員周東英雄君及び森清君辞任につき、その補欠として岩動道行君及び西岡武夫君が議長の名で委員に選任された。

十二月二十七日

石油ガス税法案(内閣提出第一三三号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律案(内閣提出第七号)

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出第八号)

石油ガス税法案(内閣提出第一三三号)

○吉田委員長 これより会議を開きます。

昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律案、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案及び本日付託になりました石油ガス税法案の各案を一括して議題といたします。

石油ガス税法案

石油ガス税法

目次

第一章 総則(第一章第八号)

第二章 課税標準及び税率(第九号・第十号)

第三章 免税及び税額控除等(第十一号・第十二号)

第四章 申告及び納付等(第十六号・第二十号)

第五章 雑則(第二十一号・第二十七号)

第六章 罰則(第二十八号・第三十一号)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、石油ガス税の課税物件、納税義務者、課税標準、税率、免税、申告及び納付の手続その他石油ガス税の納税義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 石油ガス 炭化水素(炭化水素とその他の物の混合物でその性状及び用途が炭化水素に類するものを含む)で温度十五度及び一気圧において気状のもの(一分子を構成する炭素の原子の数が二個以下のものを主成分とするものを除く)をいう。

二 自動車 原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条又は架線を用いないものをいう。

三 自動車用の石油ガス容器 石油ガスの容器のうち、当該容器に充てんされる石油ガスを自動車の燃料の用に供するための機能を有するもので政令で定めるものをいう。

四 石油ガスの充てん場 自動車用の石油ガス容器に石油ガスを充てんする場所をいう。

五 保税地域 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条(保税地域の種類)に規定する保税地域をいう。

(課税物件)

第三条 自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガス(以下「課税石油ガス」という)は、この法律により、石油ガス税を課する。

(納税義務者)

第四条 石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充てんする者(以下「石油ガスの充てん者」という)は、その石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスにつき、石油ガス税を納める義務がある。

2 課税石油ガスを保税地域から引き取る者は、その引き取る課税石油ガスにつき、石油ガス税を納める義務がある。

(移出又は引き取り等とみなす場合)

第五条 石油ガスの充てん場において課税石油ガスが消費される場合には、当該石油ガスの充てん者がその消費の時に当該課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。ただし、その消費につき、当該石油ガスの充てん者の責めに帰することができない場合には、その消費者を石油ガスの充てん者とみなし、当該消費者がその消費の時に当該課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出したものとみなして、この法律(第十六条、第十八条及び第二十四条並びにこれらの規定に係る罰則を除く)を適用する。

2 保税地域において課税石油ガスが消費される場合には、その消費者がその消費の時に当該課税石油ガスをその保税地域から引き取るものとみなす。

3 関税法第六十一条第一項(保税工場外における保税作業)の許可を受けて同項の規定により

指定された場所に搬入された課税石油ガスが、同項の規定により指定された期間内に、その場所において消費される場合には、当該消費を保税地域における消費とみなして、前項の規定を適用する。

4 石油ガスの充てん場に現存する課税石油ガスが、その例による処分を含む、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価される場合には、当該石油ガスの充てん者がその換価の際に当該課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。

5 石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場における自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充てんを引き続き行なわないうこととなつた場合において、課税石油ガスが当該石油ガスの充てん場に現存するときは、当該石油ガスの充てん者が当該充てんを行なわないうこととなつた日に当該課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。ただし、当該石油ガスの充てん者が、政令で定めるところにより、その石油ガスの充てん場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

6 前項ただし書の承認があつた場合には、その承認に係る課税石油ガスについては、その承認をした税務署長の指定する期間、その石油ガスの充てん場であつた場所をなお石油ガスの充てん場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該課税石油ガスがその場所に現存するときは、当該石油ガスの充てん者がその日の前日に当該課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。

(石油ガスの充てん者等とみなす場合)
第六条 課税石油ガスが石油ガスの充てん場から移出された場合において、その移出につき、当該石油ガスの充てん者の責めに帰することができないときは、当該課税石油ガスを移出した者を石油ガスの充てん者とみなして、この法律

(第十六条、第十八条及び第二十四条並びにこれらの規定に係る罰則を除く)を適用する。

2 自動車用の石油ガス容器以外の容器に充てんされている石油ガスを自動車の燃料として消費するため当該石油ガスが充てんされている容器を自動車に取り付けた者があるときは、その者を石油ガスの充てん者と、その石油ガスを課税石油ガスと、その取付けを石油ガスの充てん場からの移出とみなして、この法律を適用する。

(適用除外)
第七条 石油ガスの充てん場から移出され、又は保税地域から引き取られた課税石油ガス(当該移出又は引取りに係る石油ガスを免除されたもの及び石油ガスの充てん場に戻し入れられ、又は移入され現に当該石油ガスの充てん場にあるものを除く)が、他の自動車用の石油ガス容器に充てんされる場合には、この法律を適用しない。

(納税地)
第八条 石油ガス税の納税地は、石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスに係るものについては、当該石油ガスの充てん場の所在地とし、保税地域から引き取られる課税石油ガスに係るものについては、当該保税地域の所在地とする。ただし、第六条第二項の規定に該当することその他の理由により本文の規定により難い場合として政令で定める場合における石油ガス税の納税地は、政令で定める。

第二章 課税標準及び税率
第九条 石油ガス税の課税標準は、石油ガスの充てん場から移出し、又は保税地域から引き取る課税石油ガスの重量とする。
2 課税石油ガスで容量により計量されているものについての前項の重量の計算に必要事項は、政令で定める。

(税率)
第十条 石油ガス税の税率は、課税石油ガス一キログラムにつき、十七円五十銭とする。

第三章 免税及び税額控除等
(輸出免税)

第十一条 石油ガスの充てん者が輸出する目的で課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出する場合には、当該移出に係る石油ガス税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした石油ガスの充てん者が、当該移出をした日の属する月分の第十六条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限までに提出するものに限る)に、当該課税石油ガスの輸出に関する明細書及び当該課税石油ガスが輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 前項の場合において、やむを得ない事情により同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないことにつき、政令で定めるところにより、当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたときは、当該書類は、当該税務署長の指定した期限までに提出すれば足りるものとする。

4 第一項の移出をした課税石油ガスを輸出する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失場所のもよりの税務署又は税関の税務署長又は税関長から交付を受けた亡失証明書をもつて第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

(移出に係る課税石油ガスの特定用途免税)
第十二条 石油ガスの充てん者が工業用その他の用途で政令で定めるものに供される課税石油ガスを、その石油ガスの充てん場から当該用途に供する場所へ移出する場合には、当該移出に係る石油ガス税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした石油ガスの充てん者が、当該移出をした日の属する月分の第十六条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限までに提出するものに限る)に、当該課税石油ガスの移出に関する明細書及び当該

課税石油ガスが前項に規定する用途に供する場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。ただし、既に第七項本文の規定の適用があつた場合は、この限りでない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第一項の規定に該当する課税石油ガスを同項に規定する用途に供する場所に移入した者は、当該課税石油ガスの移入の目的、重量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地の所轄税務署長に、その移入をした日から十日以内(政令で定めるところにより当該所轄税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月十日まで)に提出しなければならぬ。

5 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、同項に規定する課税石油ガスを他の石油ガスと区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

6 第四項に規定する者は、同項に規定する課税石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り渡ししてはならない。ただし、当該課税石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り渡すことについてやむを得ない事情がある場合において、政令で定める手続により、当該移入した場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

7 第四項に規定する者が同項に規定する課税石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り渡したときは、所轄税務署長は、その者から当該消費又は譲渡に係る石油ガス税を直ちに徴収する。ただし、既に第二項本文に規定する事実(第三項において準用する前条第三項の承認があつた場合には、同項に規定する期限までに同項に規定する書類が提出されなかつた事実)が生じている場合は、この限りでない。

(引取りに係る課税石油ガスの特定用途免税)

第十三条 前条第一項に規定する用途に供する課税石油ガスを、保税地域から引き取りとする場合において、当該引き取りをする者が、政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該課税石油ガスを引き取る場合は、当該引き取りに係る石油ガスを免除する。ただし、第五項本文の規定の適用がある場合は、この限りでない。

2 税関長は、前項の承認をする場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該課税石油ガスが同項に規定する用途に供する場所に移入されたことについての当該場所の所在地の所轄税務署長の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 第一項の承認の申請者が第二十一条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税関長は、その承認をしてはならない。

4 第一項の承認の申請に係る同項に規定する用途に供する場所について、石油ガス税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合には、税関長は、その承認をしないことができる。

5 第一項の承認を受けて引き取った課税石油ガスについて、第二項の規定により税関長が指定した期限までに同項に規定する証明書の提出がないときは、当該承認を受けて課税石油ガスを引き取った者から直ちにその石油ガス税を徴収する。ただし、第七項において準用する前条第七項本文の規定の適用が既にあつた場合は、この限りでない。

6 第一項の承認を受けて引き取った課税石油ガスを同項に規定する用途に供する場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもちて第二項に規定する証明書に代えることができる。

7 前条第五項から第七項までの規定は、第一項の規定に該当する課税石油ガスを同項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者につ

いて準用する。

(免税の表示)

第十四条 第十一条若しくは第十二条第一項の規定に該当する課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出し、又は前条第一項の承認を受けて課税石油ガスを保税地域から引き取りとする者は、政令で定めるところにより、当該課税石油ガスの容器に当該課税石油ガスが第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定に該当するものである旨又は当該承認に係るものである旨の表示をしなければならない。

(戻入れの場合の石油ガス税の控除等)

第十五条 石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場に戻し入れた場合には、当該石油ガスの充てん者が当該戻入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限までに提出するものに限る。次項において同じ)に記載した同条第一項第四号に掲げる石油ガス税額から当該課税石油ガスにつき当該移出により納付された、又は納付されるべき石油ガス税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既にこの項、次項又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。同項において同じ)に相当する金額を控除する。

2 石油ガスの充てん者が他の石油ガスの充てん場から移出され、又は保税地域から引き取られた課税石油ガスをその石油ガスの充てん場に移入した場合(前項の規定による控除を受けるべき場合を除く)において、当該課税石油ガスをその移入した石油ガスの充てん場から更に移出するときは、その者が当該移出の日の属する月の次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる石油ガス税額から当該課税石油ガスにつき当該他の石油ガスの充てん場からの移出により納付された、若しくは納付され

るべき又は保税地域からの引取りにより徴収された、若しくは徴収されるべき石油ガス税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に前項、この項又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする)に相当する金額を控除する。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除を受けるべき月分の次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

4 石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガスを、その石油ガスの充てん場における自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充てんを引き続き行なわないこととなつた後(第五条第五項ただし書の承認を受けた場合には、同条第六項に規定する期間の経過後)当該石油ガスの充てん場であつた場所に戻し入れた場合において、政令で定めるところにより当該石油ガスの充てん場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該課税石油ガスを廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき石油ガス税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

5 第一項から前項までの規定による控除又は還付を受けようとする石油ガスの充てん者は、当該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該課税石油ガスの戻入れ又は移入及び移出に関する明細書並びに当該戻入れ又は移入の事実を証する書類として政令で定める書類を添附しなければならない。

6 相続(包括遺贈を含む。以下同じ)により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業(対価を受けるかどうかを問はず、反覆して石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充てんするこ

とをいう。以下同じ)を承継した相続人(包括受遺者を含む。以下同じ)がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ)により当該石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場に戻し入れたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、第一項から前項までの規定を適用する。

7 前項の規定は、合併により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ)」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替へるものとする。

8 第三項又は第四項の規定による還付金につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一 次条第一項の規定による申告書 当該申告書の提出期限
二 次条第二項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の末日
第四章 申告及び納付等
(移出に係る課税石油ガスについての課税標準及び税額の申告)
第十六条 石油ガスの充てん者は、その石油ガスの充てん場ごとに、毎月(当該石油ガスの充てん場からの移出がない月を除く)、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。
一 その月中において当該石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガスの重量
二 第十一条又は第十二条の規定による石油ガ

ス税の免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする課税石油ガスの重量
三 第一号の重量から前号の重量を控除した重量（以下「課税標準重量」という。）
四 課税標準重量に対する石油ガス税額

五 前条第一項、第二項若しくは第四項又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油ガス税額（前号に掲げる石油ガス税額のうち既に確定したものを含む。）
六 第四号に掲げる石油ガス税額から前号に掲げる石油ガス税額を控除した金額に相当する石油ガス税額（以下「納付すべき税額」という。）

七 第四号に掲げる石油ガス税額から第五号に掲げる石油ガス税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額
八 その他参考となるべき事項

2 前条第一項又は第四項の戻入れをした者は、前項の規定による申告書の提出を要しない月において、同条第一項又は第四項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該戻入れをした場所の所在地の所轄税務署長に提出することができる。
3 第一項の規定は、他の法律の規定によりこれらの規定に規定する税務署長の承認を受けて石油ガス税を免除された課税石油ガスについては、適用しない。

（引取りに係る課税石油ガスについての課税標準の申告）
第十七条 課税石油ガスを保税地域から引き取りようとする者は、当該引取りに係る石油ガス税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取りの日時、引き取る課税石油ガスに係る前条第一項第三号に掲げる事項に準ずる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税関長に提出しなければならない。

（移出に係る課税石油ガスについての石油ガス税の期限内申告による納付）
第十八条 第十六条第一項の規定による申告書を提出した石油ガスの充てん者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する石油ガス税を、国に納付しなければならない。

らない。

（移出に係る課税石油ガスについての石油ガス税の徴収等）
第十九条 保税地域から引き取られる課税石油ガスに係る石油ガス税は、その保税地域の所在地の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。

2 第五項第一項ただし書又は第六条第一項の規定に該当する課税石油ガスに係る石油ガス税は、これらの規定に規定する石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長が、その移出をした日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。
（納期限の延長）
第二十条 石油ガスの充てん者が、第十六条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出した場合において、第十八条の規定による納期限までに納期限の延長についての申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出し、かつ、当該申告書に記載した納付すべき税額の全部又は一部に相当する担保を政令で定めるところにより提供したときは、当該税務署長は、一月以内、当該担保の額に相当する石油ガス税の納期限を延長することができる。

2 課税石油ガスを保税地域から引き取りようとする者が、第十七条の規定による申告書を提出した場合において、その引取りの時までに納期限の延長についての申請書を同条の税関長に提出し、かつ、当該課税石油ガスに係る石油ガス税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、一月以内、当該担保の額に相当する石油ガス税の納期限を延長することができる。

第五章 雑則
（保全担保）
第二十一条 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、石油ガス税の保全のために必要があるとき、石油ガスの充てん者又は課税石油ガスを保税地域から引き取る者に対し、金額及び期間を指定して、石油ガス税につき担保の提供を命ずることができる。
2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、必要があると認めるときは、前項の金額又は期間を変更することができる。
（自動車用の石油ガス容器である旨の表示）
第二十二条 自動車用の石油ガス容器の所有者は、その自動車用の石油ガス容器の見やすい所に、その容器が自動車用の石油ガス容器であることを表示しなければならない。
（開扉等の申告）
第二十三条 石油ガスの充てん業をしようとする者（保税地域において、関税法第二十三条第三号（定義）に規定する外国貨物に該当する課税石油ガスに係る石油ガスの充てん業のみをしようとする者を除く。以下同じ。）は、その石油ガスの充てん場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。石油ガスの充てん業を廃止し、又は休止しようとする場合も、また同様とする。
2 前項の規定による申告をした者は、その申告した事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を書面で所轄税務署長に申告しなければならない。

3 相続により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、その石油ガスの充てん場ごとに、当該相続があつた日から一月以内に、その旨を書面で当該石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。この場合において、当該期間内にその申告がされ

たときは、当該相続があつた日において、第一項の規定による申告があつたものとみなす。
4 前項の規定は、合併により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは、「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と読み替へるものとする。
（記帳義務）
第二十四条 石油ガスの充てん者、課税石油ガスの販売業者及び第十二条第一項又は第十三条第一項に該当する課税石油ガスの移入をした者は、政令で定めるところにより、石油ガスの受入れ及び払出しに関する事実を帳簿に記載しなければならない。

（申告義務等の承継）
第二十五条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続があつた場合においては、相続人は、被相続人の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。
一 第十六条第一項の規定による申告の義務
二 前条の規定による記帳の義務
（当該職員の特権）
第二十六条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員（以下「当該職員」という。）は、石油ガス税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。
一 第二十四条に規定する者又は石油ガスを石油ガスの充てん者に供給する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する石油ガス、石油ガスの容器、帳簿書類その他の物件を検査すること。
二 課税石油ガスを保税地域から引き取る者に対して質問し、又はその引き取る課税石油ガス及び自動車用の石油ガス容器を検査すること。
三 第一号に規定する者の業務に関する石油ガ

たときは、当該相続があつた日において、第一項の規定による申告があつたものとみなす。
4 前項の規定は、合併により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは、「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と読み替へるものとする。
（記帳義務）
第二十四条 石油ガスの充てん者、課税石油ガスの販売業者及び第十二条第一項又は第十三条第一項に該当する課税石油ガスの移入をした者は、政令で定めるところにより、石油ガスの受入れ及び払出しに関する事実を帳簿に記載しなければならない。
（申告義務等の承継）
第二十五条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続があつた場合においては、相続人は、被相続人の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。
一 第十六条第一項の規定による申告の義務
二 前条の規定による記帳の義務
（当該職員の特権）
第二十六条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員（以下「当該職員」という。）は、石油ガス税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。
一 第二十四条に規定する者又は石油ガスを石油ガスの充てん者に供給する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する石油ガス、石油ガスの容器、帳簿書類その他の物件を検査すること。
二 課税石油ガスを保税地域から引き取る者に対して質問し、又はその引き取る課税石油ガス及び自動車用の石油ガス容器を検査すること。
三 第一号に規定する者の業務に関する石油ガ

る。」を加える。

理由

今次の税制改正の一環として、最近における自動車燃料用石油ガスの消費の状況にかえりみ、揮発油に対する課税との権衡等を考慮し、自動車用の石油ガス容器に充てんされれている石油ガスに対し課税することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○吉田委員長 ます、石油ガス税法案について、政府より提案理由の説明を聴取いたします。福田国務大臣。

○福田(越)国務大臣 ただいま議題となりました石油ガス税法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における自動車の燃料用石油ガスの消費の状況に顧み、揮発油に対する課税との権衡等を考慮して、新たに石油ガス税を設けることとするため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容についてその大要を申し上げます。

この法律案は、自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスについて、石油ガスの充てん場からの移出または保税地域からの引き取りを課税原因として、その充てん者または引き取り者に対し、石油ガス一キログラムにつき十七円五十銭、一リットルに換算いたしますとほぼ十円の税率で石油ガス税を課することとしたしております。

石油ガス税の申告及び納付、免税制度等の所要の規定につきましては、他の間接国税の例にならって定めることとしております。

なお、石油ガス税の収入額の二分の一は、道路整備緊急措置法の規定により、国の道路整備財源に充当し、他の二分の一は、地方の道路整備財源として、石油ガス譲与税法の規定により、地方に

第二号)を加える。

第二条第一号中「地方道路税」の下に「石油ガス税」を加え、同条第二号中「又は」を「石油ガス税法第三条(課税物件)に規定する課税石油ガス又は」に改める。

第五条第三項ただし書中「又は揮発油税法第五条第六項(引取りとみなす場合)」を「揮発油税法第五条第六項(引取りとみなす場合)又は石油ガス税法第五条第三項(引取りとみなす場合)」に、「又は揮発油税及び地方道路税」を「揮発油税及び地方道路税又は石油ガス税」に改める。

14 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号列記以外の部分中「揮発油税の収入額の予算額」の下に「石油ガス税の収入額の予算額」といふ語を、揮発油税等の収入額の予算額の下に「石油ガス税の収入額の予算額」といふ語を、揮発油税等の収入額の決算額の下に「石油ガス税の収入額の決算額」といふ語を加え、同項第一号及び第二号中「揮発油税」を「揮発油税等」に改める。

15 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「揮発油税の収入額に相当する金額」の下に「及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額」を加える。

16 国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「地方道路税」の下に「石油ガス税」を加える。

17 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「地方道路税」の下に「石油ガス税」を加える。

第十五条第二項第六号中「製造場」の下に「石油ガス税については、石油ガスの充てん場とす

「製造場」の下に「(石油ガスについては、石油ガスの充てん場。以下同じ。)」を加える。

第四条第二項中「及び揮発油税法第十二条の二第一項」を「揮発油税法第十二条の二第一項及び石油ガス税法第十九条第一項」に改める。

第五条第一項中「又は揮発油税及び地方道路税」を「揮発油税及び地方道路税又は石油ガス税」に改め、「製造者」の下に「(石油ガスについては、石油ガスの充てん者)」を加え、「又は揮発油税及び地方道路税」を「揮発油税及び地方道路税又は石油ガス税」に改め、同条第二項中「又は揮発油税及び地方道路税」を「揮発油税及び地方道路税又は石油ガス税」に改め、「又は揮発油税及び地方道路税」を「揮発油税及び地方道路税又は石油ガス税」に改め、揮発油税法第三章又は石油ガス税法第四章に、「又は揮発油税及び地方道路税」を「揮発油税及び地方道路税又は石油ガス税」に改める。

12 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税(昭和三十年法律第四号)」の下に「石油ガス税(昭和四十年法律第四号)」を加える。

第三条第一項中「地方道路税」の下に「石油ガス税」を加え、同条第二項中「又は第十條第一項第一号」を「第十條第一項第一号又は第十條の二第一項第一号」に、「又は地方道路税」を「及び地方道路税又は石油ガス税」に、「又は揮発油税」を「揮発油税又は課税石油ガス」に、「又は第十條第二項」を「第十條第二項又は第十條の二第二項」に改める。

第四条中「地方道路税法」の下に「石油ガス税法」を加える。

13 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税(昭和三十年法律第四号)」の下に「石油ガス税(昭和四十年法律

を「第九條第一項、第十條第一項又は」に、「又は揮発油税額及び地方道路税額」を「揮発油税額及び地方道路税額又は石油ガス税額」に、「又は揮発油税及び地方道路税」を「揮発油税及び地方道路税又は石油ガス税」に改める。

8 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税(昭和三十年法律第四号)」の下に「石油ガス税(昭和四十年法律第四号)」を加える。

第七條中「地方道路税」の下に「並びに石油ガス税」を加え、「製造された」を「製造され、又は自動車用の石油ガス容器に充てんされた」に改める。

9 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一百九條中「地方道路税」の下に「石油ガス税」を加える。

10 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「地方道路税」の下に「石油ガス譲与税に充てられる石油ガス税」を、「地方道路譲与税の譲与金」の下に「石油ガス譲与税(昭和四十年法律第 号)による石油ガス譲与税の譲与金」を加える。

11 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税(昭和三十年法律第四号)」の下に「並びに石油ガス税(昭和四十年法律第 号)」を加える。

第二条第一項中「若しくは地方道路税」を、「地方道路税若しくは石油ガス税」に改め、

第一類第五号
大蔵委員会議録第七号
昭和四十年十二月二十七日

十年十二月二十七日

100

七

ればならぬ。したがって、昭和四十一年以降発行せんとする公債は、現にこの第四条、第五条の趣旨にのっとったものである、かように御了承願います。

○佐藤(観)委員 それから、いろいろ公債が発行されれば、これはおそらく今年度は二千五百九十億円だけれども、来年度は御承知のとおり七千億円ともいわれております。それからうちの只松委員が大蔵大臣に質問したところによると、四十三年度ももっと出すということなんです。これはいつまどとるかということが問題だと思ふのです。そこで歯どめの議論をいろいろと大臣は言っておられましたが、しかし、制度上の力があつたれば、また金融の力が、日本銀行が裏づけしてくれば、これはもう歯どめのことは信用しますけれども、残念ながらいつ歯どめになるという保証はないわけなんです。そういう点について、いまの公債をいつごろとめるかという確信を持っておやりになっておられるかどうかということを、この際伺っておきたいと思ひます。

○福田(越)國務大臣 経済が今日のように低圧型である間は公債を出していきたい、こういうふうに考えています。経済事情が変わつてきて、特に昭和四十一年度予算の効果があらわれてきて、そして経済が非常に活気を呈するという時期になりますれば、だんだんとこれを縮小していく、こういう考え方であります。

○佐藤(観)委員 それでは、今度の予算の中で二千五百九十億円の赤字が出る。赤字というのは、もちろん六千億円の自然増収というのを見込んでおつたのでありますが、そういうことは見込み違いだと思ふのですが、いま福田さんがそう言われても、あとは必ず景気が直つて、こういうふうなことをせぬでもないという保証は何によつて得られるかということの確信をひとつ伺いたしたいと思います。

○福田(越)國務大臣 来年はおそらくまあ曇り後晴れといひますか、なだらかな成長で、下半期にはだいぶ明るい経済状況になつてくると思ふので

す。その状況また成長の情勢というものがさらに再来年も続いていくと思ふ。私はこの三年間ぐらにはやはり低圧型の経済、つまり過剰の設備を需要が埋めていくという時期に相当するのじゃないかというふうな感じがするわけでありまして。そういう過剰の設備がだんだんと需要によつて補われていくに従ひまして、企業の収益力等もついてまいりまして、六、七年前のような安定した経済状態を実現できる、こういうふうに見通しております。

○佐藤(観)委員 いまの経済事情は、政府が御承知のように、予想外に不況だ、これは画期的な不況だと思はれますが、しかしこういうことを一体福田さんは予想されておられたかどうか。佐藤内閣はこれはどの不況だということを一体予想されていましてやつておられたかどうかということをお伺いしたいと思ひます。

○福田(越)國務大臣 私は、三、四年前から、これは大デフレーションが来そうだという感じを持つてきたのです。これは早く設備投資に水をかけなければならぬ、こういうふうな思つてきたのですが、なかなかそういうわけにもまいらなかつたやうで、ついに今日の設備過剰時代になつてしまつた、こういうのです。私は数年前からそういうふうな考へておりました。

○佐藤(観)委員 そこで、福田さんが社会党ならいいのですけれども、少なくとも自民党の中におけるそういう御意見であつたら、これはいま大臣になられたから、私はこういう意見を持つておつたが、こうなつたのはしかたがないんだということにはならぬと思ふ。そこで私たちは、いま福田大蔵大臣に全部責任を負わそうと思つていませんけれども、少なくとも第三次池田内閣のころからこういう傾向が出ておつた、しかし六千億円の余るところの自然増収を安易に見て、その日その日を暮らしてきたという、こういう財政が、今日この昭和四十年の暮れになつて赤字公債の議論をやらなければならぬような状態に追い込んだということは、これはやはり自民党政府のやり方がま

ずかつたということになるわけでございます。この点について、過去をどうこういつて責める必要はありませんけれども、これからこういう明るい見通しを持つておる——これに関連して地方財政の問題もたくさんございまして、そういう問題について確固たる、われわれが福田さんのことならば安心ができるというふうな議論ができるような根拠が一体どこにあるかということも、この際伺つておきたいと思ひます。

○福田(越)國務大臣 この時の税収欠陥を来したののは、一に経済がどうなるかという見通しに根拠があつたわけでありまして。七・五という成長を予想したところ、それが実際に二・五ぐらいにとどまつた。したがつてそこに税収の欠陥が出てきたわけですが、これはまことに政府としては申しわけない次第です。今後そういうことを再びしないようにとめなければならぬことは当然であります。そういう意味合いからいいますと、今度公債政策を使う、財政が経済の動きに対して非常に指導力を持つ形になつてくるわけでありまして。おそらく景気浮揚力の相当部分をこの財政がになうような性格を持つております。財政は政府の力そのものでございましてがゆゑに、これまでのやうに民間経済主導型、自由経済そのもので動くという状態ではないと思ふのであります。そういうやうなことを考えますときに、先般来申し上げておりますやうに、来年は何とかして七、八%の経済成長を達したい、この見方には、まあ見方ですから多少の狂いはあるかもしれぬが、そうえらい狂いは出てこないということを確信をいたしております。

○佐藤(観)委員 福田さんが大蔵大臣になられて——これは専門家でございましてから、あまり細かいことは問ひませんけれども、一度この際内閣の予算の制度について検討する時期がきたのじゃないか。少なくとも第一次佐藤内閣——佐藤さんも福田さんも第三次池田内閣のときには相当批判を加えておられたのです。やり方がまずいということ、藤山さんもそういう意味であつたことも

われわれは承知しております。しかし、本来からいへば、一体日本の予算制度というものは、どう考へてみても解せないような問題が非常に多い。おそろしくいまだ四十一年度の予算がきまりませんけれども、きまらない理由は、福田大蔵大臣がきめないのじゃなくて、やはり与党の方面からいろいろ批判が起るのじゃないか。そこで、外国の例からすればかえつて逆なあれで、大蔵省当局のほうが非常にじみ、わずかな予算を組んでおるのにかかわらず、与党からのいろいろな突き上げであつた膨大な予算が積まれて今日のような赤字をつくらざるを得ないやうな状態に追い込まれたと思ふのですが、こういう点について、この際予算制度について何か方向を変えるだけのお考へがあるかどうかということをまず伺いたいと思ひます。

○福田(越)國務大臣 予算の制度は国民の生活に非常に關係の深いものであり、また国運の消長ともずいぶん關係の深いものでありますので、その制度はどうしても合理的なものでなければならぬ、そういう考へ方で、何かいい考へ方があれば何とかこれを改善していきたいと思つております。そういうやうなことで、財政制度審議会というやうなものもつくりまして、衆知をいま集めておるわけでありまして、四十一年度段階では、そういうたくさんな改善案を盛り込むことができないのです。しかし、さらにこの努力を続けまして、逐次その努力の結果をあらわしていききたい、こういうふうな考へております。どうかひとつペテランであられる佐藤先生におかれましては、いろいろお知恵をかしらしていただきたいと存じます。

○佐藤(観)委員 おだてられても喜ばせませんけれども、いままで田中さんは八万円満にやつていくというところで、与党のふんどの予算をきんどんややつて、景気のいいことをやつておつたのです。が、そのあとを受けられて、福田さんには非常に気の毒だと思ひますけれども、しかし予算の制度というものは、いま高橋是清さんの話が出ましたけれども、あの人は予算をやつておるときにも、

なかなか各省の言うことを聞かなかった。まして与党の政友会の幹部の連中の言うことも聞かなかったというような、そういう大蔵大臣があつたこともわれわれは承知しております。そこで、与党から非常に喜ばれるような大蔵大臣が国の財政をあずかることは非常に危険だと思ふ。福田さんは大蔵省の出身でもありますし、大蔵当局ともウマが合うと思うのでございますが、私は、少なくともこういう点を考えて、やはり一貫した一つの予算が内閣にあるのでございまして、その点をひとつ堅持して、与党から幾ら何と言われても、やたらにひもをほどかないという制度がなければ、次々と赤字公債を出さざるを得ないような財政になると思ふ。その点は近々にも、おそらくこれが終りましたならば二、三日中に来年度の予算に取りかかるわけですが、そういう御決心を持っておられるのかどうか、これを伺つておきたい。

○福田(赴)國務大臣 私に政策的また科学的に適正な予算の規模をきめたい、こういうふうな考えでいます。私の手元で定められたその規模は、いかなる事態があつても動かさぬ、この方針は堅持してまいりたい、こういう考えであります。

○佐藤(觀)委員 それから、日本の予算の中でわれわれは非常に問題になつておると思ふのは、大体三本立ての編成のためにいろいろな政治的な取引があるのではないかと。だから特別会計がたぐさございまして、こういう点の整理をして、一本に予算を組むような、そういう形をつくるのが必要じゃないか。少なくともいままでの財政投融资計画とかあるいはいままでのやり方については、いろいろなしきたりがあると思ひますけれども、今度のような赤字公債を組まざるを得ないような財政に追い込んだというの、やはり私はそれぞれいまままでの予算編成に大きな欠陥があつたのではないかと思ふのですが、その点はどのように考へておられますか、伺いたいと思ひます。

○福田(赴)國務大臣 特別会計は、これは予算の統一性を阻害するものでありますから、なるべく

少ないほうがいい。私は特別会計で任務が終わつたというものがあればどんなやめなければいかなと思ひますし、それから新しくつくれというような要求もあります。これは必要のあるものもありますけれども、特別会計をつくらぬでやつていけるようなものもすいぶんあるわけですね。また、特別会計じゃありませんけれども、実態は特別会計以上に政府と独立運営をする公団、公庫、そういうようなものにつきましてもなるべく抑制するといふ方針で臨みたいと思つております。

○佐藤(觀)委員 もう一点われわれが非常にふしぎに思ふのは、自由主義の経済の中であなたの方のほうの中では、中期経済計画とか何年経済計画というふうな社会主義経済の中におけるところの計画経済のまねをするような傾向がこの二、三年見られます。こういうことは、いまそれがやはり予算のふんどのりの一つの要素となつて、いろいろな悪影響を与へると思ひます。こういう点については、やはり私は資本主義は資本主義自体の中にいてところもあるし、欠点もあると思ひますけれども、そういうチャンポンをするところにいるんな無理があるのではないかと。だから、いままでいろいろな計画の中に、この予算をちよつと取つたり、また向こうのところをちよつと取つたりといふようなことで、全体としては片はんばなような、そういうことがしばしばあるように思つておりますが、こういうものをこの際ひとつ整理をする必要があるのではないかと思ふのですが、この点はどう考へておられますか。

○福田(赴)國務大臣 自由主義経済でも、ある見通しというものは国民が持たなければいかなと思ひますが、そういう意味において、たいがいの国で自由主義の経済体制でありながら長期計画といふものを持つておるわけですね。私は社会主義といふような体制のもとにおいて、これがすみからすみまで社会主義かといふと、そうじゃないのであつて、やはり自由にまかしておる範囲というものもあるわけですね。その範囲の広さ狭さはありますけれども、あるのです。それは別に氷炭相いれ

ず、相対立するということではなくて、考え方としては相対する部分もある、そういうふうに思つております。

○佐藤(觀)委員 それから、いま補正予算が参議院で上がったらしいのでございまして、この補正予算の第一次補正とか第二次補正というふうなことは、これも私はルーズな、自然増収の結果生まれたものじゃないかと思ふのですが、戦前は予算が組まれば、あとは御承知のように予備金から出すような制度がずっとあつたわけですね。このころは補正があるのがあたりまえのようになつて、第一次補正、第二次補正というふうな形が出てきておるのですが、こういうことも予算制度の中において考へてみれば非常に矛盾があると思ふのですが、この点はどのように思つておられますか。そういう予備金制度でやる方法がないのかといふようなことについて伺つておきたいと思ひます。

○福田(赴)國務大臣 予算を編成する場合には、あらゆる想像し得る事項を織り込んでいくべきものだと思ひます。しかし、予見しがたい問題もまたときに起こつてきますものだから、そこで予備金という制度があるわけですね。最近、佐藤さんのおっしゃるとおり補正、補正で補正続きでございまして、これが予備金でもまかなわれればそういう事態は起つてこないわけでございます。私は、四十一年度の予算の編成の際には予備金を少しふやして、予算に弾力性を持たしてみたい、こういう考へております。

○佐藤(觀)委員 それから、これは来年の問題になるのでありますが、大体来年の六日に内示があるという聞いておりますが、今度の予算編成の重点について、いろいろ赤字公債の問題をわれわれは考へるのではありませんが、こういう点についてどのような見解を持つて四十一年度の予算を組んでいかれるのか、この点をひとついろいろな関係上伺ひたいと思ひます。

○福田(赴)國務大臣 社会開発投資を積極的にやるのが一つ、それから国民負担の軽減を行なう、

こういうことが一つでございます。それから財政が景気の調節に有効な働きをするようにする、これが三つの柱かと思ふのでありますが、そういう作用を実現するために公債発行を行なう、社会開発投資の最重点は住宅の建設に置こう、こういう考へであります。

○佐藤(觀)委員 しかし私は、社会開発とか人間尊重とかいふような抽象論は、佐藤総理のいろいろな言であります、どうもそういう点について私たちが考へる点と非常に違つた点があることを残念に思ひます。しかし、福田さんは池田財政のひずみが起るというところを見ておられたが、そのひずみが今度のような赤字公債になつてあらわれたといふことは、何といつても自民党政府の責任だと思ふのです。

そこで、財政法をこのまま存続させて、財政法の趣旨にのつて公債を出すのか、それとも財政法を一時改正する――われわれは改正じゃなく改悪と言つておりますけれども、改正しておやになる決心があるのか、その点についての御見解を伺ひたいと思ひます。

○福田(赴)國務大臣 昭和四十年は財政法によらない公債を出します。しかし、昭和四十一年以降計画しております公債は財政法第四条による公債であります。財政法第四条によらざる公債は出す考へはございません。

○佐藤(觀)委員 しかし、建設公債といつても、これはただあなたの方でいいが悪いのでそういうことを言つておるだけで、実体は赤字公債にならざるを得ないと思ひますが、その点はどのように考へるのか。いまはそういうふうな言つておられますけれども、あとになつてそれはさうだったといふことになるという心配がありますが、その点の真意はどうですか。

○福田(赴)國務大臣 財政法第四条による公債は、その公債金を使う対象は公共事業などの施設費です。それから出資金、貸し付け金、こういうふうになつておるわけでありまして、出す公債はその範囲に厳にこれを限定する、こういうことを

言っておるわけでありませう。

○佐藤(観)委員 それはことばでは非常に穏当なことが言われておりますけれども、大体私たちの考えでは、いまあなたのほうの前尾さんが四十一年度に一兆円の公債を出せということと言われておりますが、どうもこのままやっていると、三年の間に五兆円に達するような公債が出るのじゃないかというところが民間から心配されておるわけですね。こういう点で、私は、四十三年度までの間でとめるかというところは、これは景気の関係にあると思うのですが、そういう点で福田さんはどこまで程度でおさめるものかというふうな見通しをつけておやりになっておるのか、やったと勝負で、また景気が悪いから出すというふうな、そういうその日暮らしの計画でやりになるのかというところをこの際伺っておきたい。

○福田(越)國務大臣 経済が成長しますから、したがって自然増収も伸びているわけでありませう。そういうふうなことを考えますと、通常の歳入は通常の収入でこれをまかなない得る、またまかなわなければいけません、こういうふうな考えておるわけでありませう。したがって、公債は財政法第四条の対象だけにこれを限定する考えであります。景気がよくなって自然増収が相当伸びるという時期になれば、これは景気調整というふうな意味合いからいいますと、公債の発行額を縮小しなければならぬ、また財政負担という点からもこれを縮小するということが必要になるわけでありまして、まだどの時点に立ったらばということをご自分で申し上げることは不可能であることは御了解がでるかと思うのでありますが、ある時期にはそういう方向への転換を考慮した考え方を持っておるわけでありませう。

○佐藤(観)委員 私たちが心配しておるのは、来年度における公債発行と同時に物価の問題です。これは御承知のように、政府が米の値上げから一連の公共料金の値上げをずっとやらざるを得ないところに追い込まれておるのですが、これが非常に拍車をかけてインフレ——この公債発行と

公共料金その他の値上がりというものが物価値上げに拍車をかけるのではないかと。これはこの間小林参考人が来られましたときにも伺ったのでありますが、どうもムードが起きやせぬか、そうしてそのムードを起こして困っておる大企業のために、大企業のためにインフレの高い熱で帳消しにするのではないかとこの点が心配されておるわけでありませう。こういう点について、物価の値上がりによるどのような影響があるかということ、これは国民生活に重要な関係がありますので、大臣はどのような見解を持っておられるか、伺いたいと思ひます。

○福田(越)國務大臣 物価の値上がりがなぜ起こるかというところは金融政策、財政政策、これが重大な関係を持つわけでありませう。金融政策の結果であつても、あるいは財政政策の結果であつてもいいわけですが、ともかくその結果特定のだけ物が買ひ過ぎる、お金を使い過ぎる、あるいは労働力を使い過ぎる、そういうふうなことで他の需給を圧迫するということには、これは物価騰貴になる。いま問題になっておる財政ですね。公債を増発して、その結果編成される財政の規模が、民間の経済活動と見合つた適正な規模をこえるという際におきましては、物資、資金、労働力あるいは国際収支、そういう面で需給の不均衡を起こして、そこに物価騰貴の現象が起こってくる、こういうふうなことを考えながら適正な規模の予算が編成されるという限りにおきましては、財政の面からインフレを起こすということとは絶対にないわけでありませう。そういうふうなことを考えております。財政の規模が非常に大きい、これは公債を使わぬでも、税を使つたつて同じです。非常に過大に予算が編成される、その財源が税であるということにいたしまして、これはまたインフレの要因になる、私はそう思つております。

○佐藤(観)委員 いろいろ議論をしても、考え方が違つて平行線になつておるのですが、過去に日本が公債を出したという例は、日清戦争以来日

露、第一次大戦、満州事変、第二次大戦というときに公債が出されておるわけですね。だから、これはこの前岡岡さんが本会議で、赤字公債は将来軍事公債になる心配があるということを——軍事といたつて、いま戦争はやらなくなつておりますが、そういうにおいが非常に私にはするのですが、この点について、こういう平時で公債を出すというふうな例があつたかどうか、それから今度の例はどういう例に当たるかということをお説明していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○福田(越)國務大臣 一番似ているのは高橋さんのこのことじゃないでしょうか。満州で建設をやつておりました。満州事変が済んで満州で建設をやつておつたのですが、今日じゃ国内の建設を、あのような小さい規模じゃありません、もっと大きなスケールでやつておるわけでありませうが、あのときの状態に非常に似ているんじゃないか、こういうふうな思ひます。

○佐藤(観)委員 どうも私たちは最近ベトナムの戦争、これは戦争に似たものでありますが、それから日韓条約の強行というふうなことがどうも満州事変前の日本の経済事情と似ておるような感じがしてならないのです。まあ、福田さんは戦争をやろうなんていうことはお考えになつておられませんが、せうけれども、どう考えても、最近のやり方の中にどこか戦争をおおせざるやうないろいろなムードがある。これは私たちにわからぬけれども、しかしこういう点についてのやり方が何か非常に異常なやり方のように考えておるわけですね。そういう点はあなた専門家でありませうから、そういうことは言われるだらうと思ひますが、そういうふうにおいにならないか、そういう意見が起きるやうなものじゃないかと思ひます。その点はどうぞご意見を。

○福田(越)國務大臣 私は公債が戦争につながるというふうなことは全然考えませんが、あれはたまたま高橋さんが公債を出して、高橋さんが倒れてから支那事変、満州事変、大東亜戦争となつておつた歴史、これをみんなが頭に持つてい

るのでそういうことを言われるのかと思ひますが、今回公債は出します。出しますが、軍事費の目的にはいたしません。したがつて、公債対象からは軍事費、つまり防衛庁経費は一切これを除外して考えよう、こういうことまでいたす考えであります。

○佐藤(観)委員 同僚議員からたくさん質問があるやうでありますから、私だけであまり御質問を申し上げても悪いので申しませんが、ただ、今度の公債を一般の大衆に直接売り渡すのでなくて、やはり銀行に引き受けさせる、そういうことで相当な量の公債が市中銀行に割り当てられるわけですが、今年度はやむを得ないとしても、来年度の公債の割り当てはどのような方法でやりになるのか、これも承つておきたいと思ひます。

○福田(越)國務大臣 これはほとんど全額を市中公券、場合によりまして、もし資金運用部で余裕があればそれに持たせることもあるかもしれませんが、とにかく市中消化、日銀には一切これを引き受けさせないという方針は堅持してまいりたいと思ひます。それで、その市中公券のやり方は、これをシンジケートとそのつどそのつど相談する、こういうことでありませう。

○佐藤(観)委員 これは福田さんはそう言われるけれども、前の田中さんの大蔵大臣のときに山一証券の例があるやうに、結局日銀引き受けになつたのですが、そういう事態が起きないとは保証できないと考へておられますが、そういう点はどうお考えになっておられますか。

○福田(越)國務大臣 山一とこの公債の発行、消化の問題とはどういふ関係があるのですか、ちよつと承つておきます。

○佐藤(観)委員 山一と公債とは関係ありませんけれども、日本銀行が山一に無担保、無利子で無制限に貸したという事実、これは政府がやれということを言つたからやつたのだと思ひます。だから、そういう点について私たちの考へるのは、一応表向きは、日銀には迷惑をかけないというけれども、結局最後は、いまの宇佐美総裁といえど

も、福田さんがどんなやれと言え——これは市中で消化できないなら日銀で引き受けると言え、あてもない、こうでもない文句を言うかもしれませんけれども、必ず引き受けると思うのです。そうすると、これは紙幣の増発になって物価が上がるということになるのですが、そういう点で、私は、いま福田さんが日銀に迷惑をかけないと言われますが、その保証は得られないと思うのですが、これはどうですか。

○福田(赴)国務大臣 日本銀行の通貨は経済が成長する結果、それに伴って膨張する傾向をたどると思います。これは適正な、つまり成長に見合った規模で膨張するにおきましてはいささかの心配もない、こういうふうな考えでおるわけですが、そういう適正成長通貨以上に通貨を増発するということはしない。これは予算委員会でも堀さんからちょうど同じような話がありまして、そういうことを約束を申し上げたわけなのであります。が、消化ということは、結局においてそういう通貨の膨張にしろがいかにするようにすることなのであります。かようにしたいと思っております。

○佐藤(觀)委員 同僚議員の質問もありますから、最後に、きょうの朝日新聞の論説の中に、公債インフレを予防せよということ、きつくり規制を要望していると思うのですが、言論界があつて今度の赤字公債に反対しているというのは、これは相当理由があると思うのです。そこで、私たちはあなたたちと平行線になりますから、いろいろな議論を言つてもこれはあつたの観測にありましかつても、少なくともわれわれの観測によりまして、一九七〇年、これは安保改定の時期であります、そのころまでには、いまの保守政界といふものは、こういうような放漫な財政政策によつて経済的な破綻を来たしはしないかというやうな反面の観測があるわけです。そういう点について、各有力な論説の中にも公債インフレに対していろいろな意見があるのでございますが、その点はこれはもう心配ないということ——大蔵大臣が心配だと言つたら公債は出せないわけですか

らそうは言えませんが、少なくともそういう機運が全然ないとは言えないと思うのです。そういう点で、これは福田さんの御意見も、なかなかそういう強い意見があるのですが、こういうやうな一般の世論の公債発行に対する意見についてはどういふようにこれを受けとめていかれるのか、これも福田さんにお伺いしたいと思ひます。

○福田(赴)国務大臣 公債というものがきわめて安易なる財源調達手段である、そういう意味合いにおきまして、やもすればこれが乱用されるおそれがある。私は公債というものは非常な良策であると思ふのです。しかし、同時にそういう意味においては劇薬だと思ふ。ですから、この使い方というものはよほど気をつけなければならぬ。これはもう高度の政治運営の問題と思ひますが、あらゆる努力を尽くしてこの使い方が誤らないやうに、制度的にも、また運営の上におきましても全力を尽くして、細心にして最大の注意を払つていこう、こういう考えであります。

○佐藤(觀)委員 まだ平岡、横山両委員が残つていますから、私はもうこれ以上聞きませんけれども、少なくともいま言われたやうな予備的な役目をするのじゃないかと言つています。そういう点について、大衆がこの公債の発行によりまして、インフレ傾向になつて物価が上がつて、生活に困らぬやうな制度をひとつとせよとも考へてもらいたい。そういうやうなことにについては、われわれも今後四十一年度予算のときにもいろいろお話が出ると思うのですが、そういう点については十分注意をさせていただきたいということで、私の質問を終わりたいと思ひます。

○吉田委員長 横山利秋君。

○横山委員 いろいろの角度から同僚諸君が尋ねましたから、私は、公債を出した財政政策が中小企業にどういふ角度から影響をするかという点を、できる限り例証をあげて端的に大臣の御意見を伺いたい。

申すまでもなく、いまの中小企業は金が借りら

れない、人が足りない、仕事がない、売り上げが少なくなった、手形のサイトが延びる、不渡りが出る。まさにこれは短期的な状況でなくして、中小企業の存立の基盤をゆり動かすやうな状況にあるわけでありまして。これは御存じのとおりだと思ふ。私きょうこの本をいただいた。大蔵省の若手スタッフが全力をあげて書いた。拝見したところ、大臣の御意向を参酌したかしらぬけれども、PRとしてはなかなかいいと思ふ。ただこの中に中小企業の中の字もないわけだ。私はこれはアキレス腱だと思ふのです。今日これだけ中小企業の問題があるにかかわらず、「公債のはなし」の中に国民生活からいろいろなことを取り上げながら、中小企業に一言半句も言及されないというのはどういふことであらうか。むずかしいからだろうと思ふ。救済の対策が之いからだと思ふ。かりに政府の心がまえがあつても、現実問題として対処のしようがいまの政策の中から吹き出していないからではないかと思ふ。われわれはこの閣本会議で信用保証の金融の問題を通しました。けれども、大臣も御存じだと思ふのですが、いまは金はある程度借りられても仕事がないということ。最近では新聞やテレビや雑誌が中小企業の一家心中というところで、最初の頃はどきどきしたけれども、このごろは何となくまたかというやうな感じをお互いに持つというところは、私は非常に残念なことだと思ふ。いまこれは深刻な状況の中で、中小企業の問題というものが、もつと大臣のことばや政策の中でクローズアップされてこなくてはおかしい。

その意味で、私はいろいろの角度から具体的に伺いたいと思ふのですが、まず第一に、どうしたら仕事があふえるであらうか。あなたは、仕事はこれからあふえていく、ふえていったら分けてやるといふお気持ちらしいけれども、公債が金になつて政府の財政ないしは投融資で民間に流れる、流れて、金及び仕事も最初にもらうのはだれであらうかというところで、これは何の尺度もないのですから、圧倒的に大企業です。あなたの言うところ

の新しい社会基盤で仕事をするのは圧倒的に大企業です。その下請、また、その再下請、そこで初めて中小企業に届くのですから、ないとは言ひません。言ひませんけれども、ほんとうに下まで、中小企業の仕事があふえるというところに至るには、いふん怪誕があり、中間搾取があるのです。ですから、私の言ひたい第一の点は、基本法にもあるじゃないですか。この際ひとつ官公需の確保に関する基本法の条項を百尺竿頭一歩を進めるべき時期ではないか。アメリカでもやつてゐるではないか。これは憲法違反という問題も、この問題については自民党の中にはなかつたではないか。産業分野には問題があつたけれども、官公需については問題がなかつたところだ。したがつて、これから大々的な官公需については、この際ひとつ中小企業に仕事が行くやうに工夫をしたらどうかと思ふ。私は、この話は通産省ではないと思ふ。なぜならば、それは会計法ないしは予決算を改正しなければならぬからです。会計法や予決算は一般的に購入契約の条項をきめておるだけであつて、別に中小企業擁護の点は何にもありません。したがつて、もし大臣が中小企業に仕事をふやす、そして財政が膨張して、それで仕事までふやしていくというのであるならば、この際その配慮がなくてはならぬと思ふのですが、いかがですか。

○福田(赴)国務大臣 ちょうど私が考へておるのと同じことをおっしゃつたと思ひます。ぜひそれをやつていきたい、こういう考えです。

○横山委員 御同感を得てつこうであります。そこで、私が例をあげましたやうに、ただ官公需をなるべくということではだめなんです。そういう法体系に会計法、予決算はなつていないのですから、もしもそういうのであるならば、法改正をするか、あるいは行政指導を確実にするか、あるいは行政官理等で念査をして、それを監督指導する機構をつくるか、あるいは中小企業庁の中へその実行を担当するところをつくるか何かをしなれば、精神訓話ではこれは実現がされません。

その具体策についてどうですか。

○福田(赴) 國務大臣 この間から相当政府事業も活発になり、中小企業にどういうふうな均てんさせるかというのを頭の中で考えているのです。財政制度審議会のほうでも制度的にどうしようかというのを検討されておるようでありますが、あらゆる角度から検討してみたいと思っております。まことに、ごもっともなお話だと思っております。

○横山委員 御検討をくださるならば、ひとつなるべく早く、年の明けた国会で御説明ができるようにお願いしたいと思う。

それとあわせて、協同組合というものの問題であります。協同組合は中小企業庁が非常に育成しております。政府の政策の中にも協同化ということがうたい文句になっておる。ところが、政府の会計法、予決令、国有財産の措置その他のものでは、協同組合を嫌悪しておるらしいがある。住宅金融公庫は、協同組合でもいかぬと言わなければならない。しかし株式会社にしてくれというふうな状況である。協同組合を一方で政府が盛んに奨励しながら、協同組合に工事をやらせることを、協同組合から物を買うことを経済省では敬遠しておる。なぜ敬遠するか、それは責任体制が確立されていないからだという。しかしながら、これは政府内部でも非常に矛盾があると私は思うのです。もしも協同化、組織化ということが中心であるならば、あらゆる政府機関の中で協同組合による受注、協同組合による仕事の運営、それを好意をもって応じさせるべきであって、法律及び規定の中で、協同組合についてはいかぬ、ないしは敬遠するというふうな法、令達があるならば、これを改正すべきである。この点はいかがですか。

○福田(赴) 國務大臣 私はそのことをよく承知しませんが、協同組合であるから、優秀で低廉である商品の買入れを除外するというのは、ちよつと常識でも考えられませんが、なお、そんなことがあるのかないのか、あるとすればどういう事情なのか、調べてみます。

○横山委員 長官に率直にこの点お伺いをしたいのですが、私の体験するところは、まず第一に国有財産の払い下げについて、協同組合については、これはたしか本委員会でも取り上げたことがあるのですけれども、だめです。それから行政運営としてもだめです。それから住宅金融公庫の中、高層建築、共同建築においても、行政指導としては、これは協同組合でなくして、できるならば株式会社にしてくれという、協同組合で認可されたことは一件か二件しかございません。長官、この点についてはどう思われますか。

○山本(重) 政府委員 ただいまの御指摘の点につきましては、私のほうでは中小企業の体質改善、地位の向上のために組織化、組合の結成を奨励しておるわけでございますが、いよいよ組合ができまして、仕事、注文をどうとうという段階になりました。実は遺憾ながら実際の面において先生が御指摘のような面がございます。私実は国有財産の問題をいまつまびらかにいたしません。物品購入の点につきましては、法令の上ではそういうことが可能になるように一応道ができております。ただ問題は、具体的に調達する官庁が運用のしかたとして、組合ということで寄り合い世帯ではどうも信頼度が十分でないということを言っていて、実は窓口でお話のように若干敬遠されておる向きがございます。具体的な案件について、私のほうでは関係官庁に実は懸命になってその点の折衝をしておるというのが正直な実情でございます。

○横山委員 お説のとおりであります。私は法令の中にも一部そういう残滓があると思っておりますが、主として行政運営の中で、一方で協同組合を非常に指導しながら、他方では協同組合では責任制が乏しいという言い方をして、この受注には応じさせようという。物品の購入も差し控えるという状況であります。この点について、私は、先般中小企業の問題を閣議で議論なさって、仕事をふやすというお話があったように聞きました。ても、もしもそうであるならば、この際政府として

中小企業庁なり各省で協同組合育成を指導してあるのであるから、零細な企業が集まって協同組合を運営するならば、ひとつとどんどんと協同組合に仕事を任せよう、こういう方向に大臣から十分関係の向きへ指導していただきたいと思っておりますが、いかがでございますか。

○福田(赴) 國務大臣 よく考えてみます。

○横山委員 もう一つ中小企業庁長官にお伺いたいのですが、今日までの中小企業の政策は、端的に言いますと、近代化ないしは高度化でありました。つまり、この多くの中小企業の中に全部をやるのは財政もたいへんだし、実際として実益が乏しいから、この際の中で伸びる企業、つまり中企業を大企業に、小企業を中企業に、そして選ばれたものを団地に、こういう政策であったのであります。これは大臣が先ほど、私も聞いておったのですが、高度成長経済という一つのしきの御旗の一環に乗っていた政策であります。当時から私もこの近代化ないし高度化というやり方について疑問を持っていた。なぜならば、つまりたつても救われない層というものは、日の光は当たらないものであります。だから、零細企業、小企業をもっと幅広くと主張しておったのであります。いま中小企業は一つの曲がりかどにあるのではないかと思います。これ以上には私はやめていかぬというわけではありませんが、角度を変えて、選ばれたる経済ベースに乗っておる中企業に選択的に金をやる、税金をまけるというようなことよりも、いまの毎月五百件、本年六千件になる倒産をしていく層、それから一番下の層に対してもう少し広範な中小企業政策に転換をしなければならぬところだと思ふ。その点について、中小企業庁長官はどういうふうに考えておられるか、まず伺いたい。

○山本(重) 政府委員 中小企業対策は、中小企業庁が昭和二十三年に発足しましてから約十七年間のいろいろ創意くふうをこらしまして、おそろく発足当時比べますと施策としてはかなり充実をしてまいっていると思ふ。しかしながら、ごく

最近になりましたもよく中小企業の大企業等と話を伺いますのは、なかなか零細企業、小規模企業のほうにまで行き届いていない、こういう批判といひますか、強い要望を私よく聞くのであります。私たまたま七月着任以来、やはりその点はよく考えなければいけないと思ひますが、従来の政策を進めることは当然でございますが、それと並行しまして、どうしたらできるだけのいろいろな施策が中小企業の中の底辺にありまます膨大な数の小規模の層に行き渡らせることができるかということを考えておるわけでございます。ごく卑近な例で申し上げますと、同じ近代化、高度化でも、工場団地にはいれるところは比較的つぶの大きいところもございいます。来年度はごくつぶの小さいところもそれと似た方法で、たとえば工場アパートをつくりまして、そこへ零細な三人、五人という人たちが入って、そして場所も同じところになる。そしてお互いに分業体制をつくっていくような道を開きたいと思ひて、いま鋭意研究をしておるところでございます。できるだけ小規模のほうにも行き届かせるようにいたしたいというのが私の念願でございます。

○横山委員 大臣、その点をよく財政を編成されるときに念頭に入れていただきたいのであります。私は決して近代化、工業化がいかにぬと言っているわけじゃない。しかし、その近代化、工業化の思想のもとになりますものは、小を中、中を大に、とめどもなく中小企業が伸びて、工場を大きくすればいい、機械を備えつけばいい、おれもあの大企業のようにということ、適正規模というものを考えないところに問題があると私は思ふ。この適正規模論についていろいろと議論するのは時間がありませんでありますけれども、中小企業の分野というものを着実に指導をしていく必要があると思ふのです。ところが、政府の政策も何となく中を大に、小を中という政策です。たとえば一例をあげると、昨年私ずいぶんおこったのであります。建設省の住宅でげたばきアパートというのがある。いままでは三百坪以上で

た見地からきめるべきかを考える、さらにまた徴収猶予をする場合には、御承知のように、大體法人税にいたしましても相続税にいたしましても、日歩二銭でございます。このあたりも現在の金利負担からみてどう考えるか。これはまさしく徴収の猶予をするという經濟情勢に応じましたところの猶予措置でございますから、これは二銭でございます。これをあわせましてどういうふうに持っていますか。これはあわせましてどういうふうに持っていますかは、今後の金利事情を見ながら、同時に租税の滞納をどういうふうに考えていくか、これらをあわせまして検討しなければいけない、こんなふうに考えております。

○横山委員　あなたのおっしゃるように、市中金利とある程度見合つて納税心理にどういう影響を与えるかということは、私だつて知っている。けれども、こつちが下がつたじゃないか、何でこつちばかりそう過酷にしていくのだというのが私の論点であります。きわめて常識的な話です。こちらが下がつたらこちらしも下げたらどうだ、簡単に言えばそういうことです。大臣、どうですか。

○福田(赳)國務大臣　これはなかなかむずかしい問題がありますので、なおよく考えてみます。即答はできません。

○横山委員　どうしてでしょう。あなたは低金利

政策の主導者じゃないのですか。あとで時間があつたらお伺いしたいのですが、国債の金利をきめた。それによってあなたは低金利政策はもうや

めちゃった。あれが歯だめになって、もうとでもこれは低金利政策はとれないという考え方がどうもあるらしい。私は税金の滞納の金利と低金利政

策と関係させるつもりは毛頭ないので、簡単な話です。市中金利とつり合っておった。市中金利が下がった。またあなたはさらに下げたいと

「思っているを、なに何でもこつちを下けないのか。こんな簡単なことに何で考えますと言うのですか。」

のは短期金利なんです。金利といっても、長期金利もありますれば預金金利もあるわけです。そう

いうものを総合的に考えなければならぬ。短期金利というものは、もうしょっちゅう上げたり下げたりするべきものなんです。そのときの金利情勢、金融情勢によってきめるので、それに税をスライドさすべきものであるかどうか、これはなかなかむずかしい問題だから、したがって即答はできない、こういうことなんです。

○横山委員 あなたは税金のことをどうもあまり御存じないらしいですね。納税が長期金利と比較になりますか。税務署に行つてごらん下さい。署長さんや課長さんにあなた一べん聞いてもらつて、五年越しで納めてくれなうと、三年越し、というか、そういう署長さん、課長さんはおらぬですよ。そんなこと、あなた御存じないのですか。長期金利と比較されるというのは愚の骨頂ですよ。せいぜいことしじゅうに納めてちょうだい、せいぜい来年の三月三十一日まででなければいけませんよ、これで一ぱい一ぱいですよ。そんな話と比較されたら迷惑千万ですよ。

○塩崎政府委員 横山委員も十分御承知の上で御論議されておられると思います。徴収猶予等の場合には、ずいぶん長い滞納の形での徴収猶予があることも御存じのとおりでございます。さらにまた、先ほども申し上げましたように、延滞加算金というものは、単に金利だけではない、やはり滞納防止という見地の制裁、これがございまして、さらにまた、民間におきましても遅延利息という加算の問題もございまして、現在下がつておりますのも確かに短期金利かもしれせんけれども、私はそういった滞納防止の見地、さらにまた銀行の遅延利子がどういふふうにかどうか、さらにまた金利全体が現在の情勢ではそういうふうな傾向がございまして、何と申しまして、延滞加算金は法律で規定された恒久的な制度上の問題でございます。この処理につきましてはよほど根本的に検討しなければならぬ。さらにまた、普通の金利にある分は二銭でございます。私はそのほうがむしろ金利に関連するかと思いますが、そ

れもあわせまして総合的に検討する、こういうことにならうかと思ひます。

○横山委員 論争点が平行線になるようでありまして、けれども、大臣は一べんよく考えますと言つたから、それじゃ次に移りましょう。

その次は、中小企業がいま非常に人に困つておるといふ。人に困つておるから、家族専従者、家族が一緒になつておやじとがんばるといふのが一般的な状況であります。これは何も中小企業ばかりでなく、医者もそうですね。女房が看護婦の資格はないが看護婦がわりでみんなやらざるを得ないというふうな状況なんです。それをまず頭にに入れていただいて質問をするのですが、先般本委員会で私は青色専従控除の問題を議論しました。青色専従控除は年間十八万円、月にして一万五千元です。私が例を申し上げましたのは、私が六十だとする。六十で、からだがちよつと弱つてゐる。むすこを働かに行かせておつた。むすこが働かに行つて五万円取つておつた。同居の家族ですよ。むすこに、おやじが弱つてゐるからうちへ来て働いてくれというので、五万円もらつておつたのをやめさしてうちへ引っぱる。うちへ引っぱつて、おやじが個人企業の大將ですね。むすこは来たけれども、五万円もらえないわけですよ。年間十八万円、月にして一万五千元、生計を一にしている限りにおいては、それではひどいじゃないかというものがむすこの分を取つて、その差額についてやつても贈与にはしないという措置をとられました。ところが、それは論理的には非常におかしいのです。どんな県であっても、適正な給与ならば贈与としない。そんなことはおかしいけれども、一応私の主張をくんでくださった。ところが、いま青色申告会は、さらに一步を進めて、このむすこが私が一緒にめしを食べておつても、ちゃんと生計を別にしてきちんとやつておればこれはいいんじゃないかという説を立て、国税庁のほうでも、きちんとおればそれでいいということ、きちんとなつておるかについておらぬかという

ことがいま各地における論争の一つのテーマになつておる。しかし、さらに一步を進めていまや問題になつてきた。それは個人企業の完全給与制という問題に発展してきたわけですよ。隣のむすこをうちで使えば三万円の給料を出せる。ところがうちのむすこを専従で使えば一万五千元しか損金にならない。むすこはうちのことだと思つて一生懸命働いてくれども一万五千元、隣のむすこは隣へ手伝いに行つて、まあまあ適当にやつておつても三万円、これでは困る。しかもそれは、人が足りなくなつて、家族みんなうちを守つて働くという体制になつてきた今日においては、個人企業の完全給与制に踏み切るべきだ。この間もお願ひしたけれども、いかげんなまやかしのあの通牒や、一生懸命同じかまのめしを食べておるながら生計は別だというそらばんをはじいてみるようなことよりも、実際問題として、うちのむすこがうちで働いてゐるじゃないか、そして隣のむすこもうちで働いてゐるじゃないか、隣のむすこに三万円、うちのむすこに、同じように、さらに親身になつて働いてゐるのに一万五千元しか損金を見られないというのでは何とおかしい。ですから、うちのむすこにも隣のむすこと同じように三万円を出してくれ。生計を一にしておるかどうかは問題でない。問題は、野方図ではもちろんいかぬというところは私も知つてゐる。それが完全に専従でしてゐるか、半専従でしてゐるか、あるいは社会一般の給与と同じ適当な給与であるか、それは問題があります。けれども、問題があるからといって、個人企業のこの家族従業員完全給与制がいかにぬという理屈は、もはや私はないと思ふ。

青色申告の歴史というものは、いろいろな経緯を経て今日に來ましたけれども、あなたのほうでも、これはちよつとおかしい、何とかしてやらなければいかぬというので、せいぜい十八万円を二十万円にしたり二十一万円にするのが精一ぱいで、私のお願いによつて通牒を出して、そこでまた新しい問題が発生する。やればやるほど矛盾が大きくなるばかりであります。この際中小企業政

策のためとしても個人企業の完全給与制に踏み切るべきだ。そうしてうちのむすこに三万円出したやつは源泉を引く、源泉で税金を取る、こういうあたりまえの——隣のむすこであらうが、うちのむすこであらうが、同じように給料を出してやつていくというやり方に踏み切るべきときだ、こう考えるのでありますが、大臣の御意見を願ひします。専門家があまり言ひますと、塩崎さん、ややこしくなるばかりですよ。

○福田(越)国務大臣 あなたの言われることはわかります。わかりますが、完全に制度を撤廃してしまふというのはどんなものでしょうか。私はそれじゃ適正な税はやつていけないと思ひます。やはりそういう制度は残して、そしていま十八万円ですか、それを適正な規模に近づけていくという考え方で一番合理的にやつていくんじゃないか、こういうふうに思ひます。

○横山委員 大臣、あなたはもう税を御存じないから、もう一べん例を引きますが、たとえば私が社長である。社長の給料を私がきめるのです。私が十五万円もらふか二十万円もらふか、私がきめる。税務署はそれに対して、おまえさんもらひ過ぎたといつて十五万円に減らす場合があるわけですよ。現にそういうことをやつてゐるのです。社長の報酬というものが適正かどうかは、その同業の水準、それからその会社の状況その他からいって適正と思はれたら、十五万円でもよろしい、二十万円でもよろしいというやり方をしているわけですよ。家族だけはそれはいかぬという理屈は私は成り立たぬと思ふ。もし三万円が普通だと思ふのに六万円出しておつたら、三万円に削つてもいいのです。私はあえていいと言ふ。ただ、二十歳の者も四十五歳の長男でも十八万円というばかけたやり方があるか、端的に言ひますとね。おやじは七十歳で社長だ、そして四十五歳の専務が全部切り盛りしてやつてゐるところがある。わかるでしよう、常識で。それでも十八万円ですよ。そんなばかけたことがありますが、どうなつてゐるのです。あなたは例がないというふうな

そういうものがないようにするために、一率の基準を置いて、そうしてその基準を引き上げていくというほうがいいじゃないか。これを、実際は同居家族でありますから相当の作爲もできます。その作爲に従って幾らというような架空なきめ方というものがずいぶん多く行なわれるだろうと思うのです。そういうようなところに一率の基準がないという場合には、これは相当の紛議が起こるんじゃないか。それよりは十八万円というものを引き上げていく、このほうが税の執行上から見ると、はるかに合理的であり、かつ便宜である、こういうふうに考えます。

うことについてお聞きになっておるかどうか知りませんが、何となくここで横山に一言言葉を与えるようなことは、大事なことでだから避けたい、こういう消極的なお気持ちでお考えのようですけれども、かりにあなたの言うような言い方をとってみても、やはり十八万円とは一体何だ。架空ですよ。これはいろいろなことを適当にきめただけです。もっと実態に合うようにやったほうが合理的なんです。一人の人が、長男、次男が一生懸命働いて年間十八万円しか給与が認められないほど架空なことはないですよ。そうでしょう。しかし、あなたも現状は適当でないというような御意見ですから、この辺で専門家に発言を許します。

○塩崎政府委員　発言を許されましたので、ぜひひとつ聞いていただきたいと思います。

酬は税法上どういうように扱うのか、横山委員御存じのとおり非常にむずかしい問題でございます。私は、法人企業、しかもまた小さい法人企

のとこで働いている場合の賃金と違ひ、労働条件も親子間の自然的な関係で結ばれました面が相当あるのではないか、こんなふうなところから、普通の他人企業に使われているところの労働者と違ひ給ふ、こういふところが出てくる一つの基準だろうと思います。現在では確かに十八万円というのは絶対的な基準とも思つておりません。現在では従業員の数を前提といたしまして、その平均的な給与推定をいたしまして一つの根拠をつくつております。これを幾らにしますかは、今後

もう一つの理由は、白色企業に使うておられますところの家族労働報酬をどう扱うか、これもまた思っています。

さらに農業には農業だけの別な賃金水準がございます。さらにまた、白色申告者は現在営業者の四割でございますが、その白色申告者も何がしかの帳簿をつけておりますが、この専従者の労働報酬というものは簡単に評価できないし、もう一つの悩みは、青色申告といい、白色申告といい、紙一重の問題とも考えられる、帳簿を青色にするならば、専従者控除が大幅に認められる、しかし帳簿をつけない場合は単に扶養控除で終わる、現在は、横山委員は取り上げられませんが、白色の専従者控除は十二万円でございます。これも日本の青色申告企業の下に占める零細企業でございます。

か懸案にまた外俸の事業先延てございますから、しかもその家族労働報酬の評価の困難性を考えますと、この点も課税の公平を考えますと、考えなければならぬ。法人企業、青色申告企業、白色企業全部の家族労働報酬をどういうふうに扱っていくか、現在の税法は、日本の企業形態の、まだまだ所得水準が低いことを反映いたしまして非常にむずかしい問題に当面していると思います。したがって、改正の方向は、先ほど大臣がおっしゃいました方向でだんだんと賃金形態の上昇に応じて改正していく、さらにまた青色申告の記帳要件についても、もう少し緩和していい、その人が青色申告に飛び込めるような、そして家計と企業が分離していくような、こうした方向で家族労働報酬が税法上取り扱える、こういうような形にすべきだ、かように考えております。

横山委員 内容的に入りますと、あなたのおつ

しやるような問題かすいぶんあることは百も千も承知して私はものを言っている。だからといって、むずかしいからといって、十二万円、十八万円のままだに放置されることはもはや許されない問題な

すけれども、収税が減っていくときには効率表、標準率表というものは税務署のとの巻であつて、それを見ながら、ああこの床屋は、と、こういうわけです。この標準率表、効率表というもののが非常な広範な調査をして一つの基準を置いたものだけに、簡単にそれが直らないわけです。したがつて、不況になっていけばいくほど標準率表、効率表の存在が問題になってくる。納税者が、そんなにもうかりませんよと言うと、あんなのこの床屋さんはチエアが十あるじゃないか、従業員がこれだけいるじゃないか、これなら大体このくらいになる、どうしてそんなことをおっしゃるか、いや、それはあたりまえのことだ、こういうとの巻が何としても問題になる。先ほどあなたに聞かなかつたのですが、大臣に申し上げた点をよく御記憶になつておると思うので、けれども、不況下における徴税ということにつ

それから、あわせてもう一問あなたにお伺いしたいのですが、本委員会で先般あなたが主税局長のときに取り上げたが、不渡り手形が発生したと

きに、その機に私は一〇〇%落とせると言つた。いまは税務署で債権償却引き当て金勘定に充てて五〇%だけは自動的に引き落とせる、それ以上は局長の決裁を経なければならぬことになっている。何で局長が決裁しなければならぬのか。あとから手形で落ちて銭が入ってくる、よくいって大体二割、三割くらいしか入ってこないけれども、入ってきた場合に引き当て勘定から落とせばいいのだから、何も局長がふうふう言つてその不渡りになった得意先をさがす必要はないじゃないか、この際、本人の自由選択にまかせろ、八〇%であらうが一〇〇%であらうが、自由選択にまかせろ、納税者にとつてみれば、五〇%は落ちた、あと五〇%については、銭が入ってこないのにもうかつたことにして税金を納めなければならぬ。いまはそうでしょう。そういう矛盾はこの際納税者の選択にまかせろ、こういうふうに言つたのですが、これは運用でできないですか。

○泉政府委員 お話の第一点でございますが、不況下において、納税につきまして、私も同様にしましては、先ほど横山委員からお話ございましたように、税収が不足だから特に徴税をきつくりしなければならぬという考えは毛頭持つておりません。普通のように仕事をやっても、特に最近のような不況の状態でありまして、納税者にはできるだけ親切に納税の困難な事情についてよく聞きまして、納税しやすいように仕事をやつていけというふうに命じておるのでございませう。したがって、先ほど大臣からもお話ございましたが、特にトラブルの起きないように細心の注意を払つておるような次第でございます。

それから、お話の標準率表あるいは効率表につきましては、売り上げに対する利益率が、こういう不況のときにはなると落ちてまいります。したがって、一律に従来の効率表あるいは標準率表を厳格に適用するというにはいろいろな問題が出てまいります。したがって、そういう点につきましては十分考慮して、現在の不況の影響も業種業態によりましていろいろ違いますので、

で、そういった点を十分考慮してやつていくように心がけております。

それから不渡り手形の点につきましては、お話のように先般横山委員から御発言がありまして、国税庁のほうといたしまして、田中大臣が御発言がございましたので十分検討いたしましたのでございませう。現在の制度は、横山委員すでに御承知のとおり、不渡り手形を受け取つた場合に、その事業年度の申告期限までにその不渡り手形を発行した相手方が手形交換所から取引停止を受けるという場合におきましては、債権額の五〇%を債権償却特別勘定に入れることができる、そしてまた、特別の事情がある場合にはその五〇%をこえることがございませう。ただ、五〇%をこえる場合について、国税局長の承認を得るということになっておるのでございませうが、その点につきましていろいろ実例を集めて検討いたしましたのでございませうが、その結果によりますと、不渡り手形が出ましても、その債権が貸し倒れになつてしまつて入つてこないというものは、相手方によつても多少違いはございませうけれども、平均いたしますと二割ないし三割五分程度でございませうので、五割の債権償却特別勘定を設けておきますと大体それでまかなえるのではないかと。……「足らぬじやないか、五割では足りない」「逆じゃないのか」と呼ぶ者あり。取り立てることができないのが二割ないし三割五分であります。そういう現在の二分の一の債権償却特別勘定の規定を直す必要はない、こういう結論に達したのであります。

○横山委員 どういう資料でしょうか。私はちょっとふしぎに思う。不渡りになつたやつ七割から八割までが回収されるという資料ですか。その資料があったら、一べん本委員会に適當な機会に出してもらいたいと思ふ。資料論争をやるうと思はないけれども、そんなばかばかしいことがあるでしょう。いづれにしても、あなたのおっしゃるのを百歩譲つて、その資料の中には論理上七、八〇%も回収できないのがあるのです。だから、それは脱税をするわけじゃなくて、

債権償却引き当て金の中に入れていくわけだから、回収されたらそれを見合ひにして落とせばいいのだから、そのことが税の適正な、合理的なものになるのだから、納税者、不渡りを受けた人の判断にまかせてもいいではないか、私はこう言うのです。もしもそうでないならば、もうかつておりました、銭も入つておらぬのに益があるとなつて、あくる年税金を納めなければならぬ。もちろんそれが切りがつかば操作できるのですけれども、結局はもうかつておらぬものを出したということですよ。私はある局の法人税課長にこの話をしてみたら、驚いたことに、課長はこの制度があることを知らない。それからある税務署で、あなたがいま言つた手形交換所の表をもらつてこい、手形交換所は農村にはないんだと言つたら、そんなことないでしようと言ふ。これにもまた驚きました。だから、一、二の例だけれども、不況下における徴税という心がまえについてどうもまだまだ徹底してないのではないかとこの感を強くいたします。いま税が少ないから何とかして少し集めてこなければいかぬという気持ちが先行して、不況下における徴税は、あなたのおっしゃるようには効率は、標準率表はあるけれども、これは弾力性を持たなければいかぬぞとか、あるいは不渡りを受けた者に対しては、こういう制度があるよといつて率直に教えるとか、手形交換所のないところではこういうふうにしなさいとか、こういう気持ちで毛頭ない。中にはある人もなくはないけれども、一般論としてですね。だからこれは長官によく申し上げて、不況下における税務行政のあり方については、私は、まけてやれとか、適當にしていればというつもりで言つておるわけじゃないのですよ。しかしながら、どうも、ムードとしては、取れるだけ取らなければ税収が足りないからという気持ちのほうの方がやはり先行して、この心がまえを、前線、第一線に至るまでひとつあなたの行政指導で直してもらいたい。

○泉政府委員 御趣旨の点はよくわかりますが、私、第一線の状況が、それはど税収不足というところにこだわつておることはないとはいふに聞いておつたものでございませうから申し上げたのでございませうが、そういった点につきましては、御趣旨を体しまして十分指導するように努力いたしたいと存じます。

○横山委員 次は、金融の問題であります。金融の問題については同僚委員からいろいろ話が出ましたから、一つづつだけにとどめたいと思うのですが、結局、中小企業金融公庫、それから国民金融公庫、商工中金等、政府機関にどんなに金を出しても、どんなに増額しても、また信用保証制度をどんなに充実しても、それは全金融機関から中小企業に対する貸し出しの比率は一割せいぜいです。これは大臣御存じのとおりだと思つております。歴年、不況になりましたときに私もが体験いたしましたのは、中小企業金融機関、それは確かに貸し出しがふえる。けれども、市中金融機関、市中銀行、都市銀行は激減する。合計いたしますと、不況下における大企業の貸し出しがふえて、中小企業の貸し出しが減る。統計の示すところでありませう。この点について、大臣はどうお考えになつていらつしやいますか。

○福田(越)国務大臣 設備投資が減りますから、大企業といわず中小企業といわず、総体的に減つてきております。現に、ことしの実績なんか見てみますと、貸し出しは昨年よりも減る、こういうふうな傾向を示しておるわけなんです。その中の中小企業と大企業との比率は、多少中小企業のはうの割合が下がるような傾向がありますが、大体大きくいって横ばいのような調子かと見ておるのです。それで、中小企業、中小企業といつて、金融問題が論議されますが、結局、私は、こういう際における中小企業問題というのは担保問題なんじゃないか、金を貸す、それについて、こういう時期になると、特別に不安を金融機関のほうで持つ、こういう傾向があるんじゃないかと、そんな感じがするのです。そういうふうな見地から、この間保険制度の改正をするとかいうようなこともやつてみたのです。そういうことで、貸すべき資

金はあるんだが、その対象として適格であるかどうかという金融機関の判断がなかなかむずかしいというのが実情じゃないか、そういうふうな判断しております。

○横山委員 適格であるかないかを言っておったんでは、中小企業にはなおさら私は流れないと思う。無担保、無保証制度を今度拡充をされたのも、適格であるかどうか、償還能力があるかないかという、純経済ベースだけではいかぬというお話から始まったんだと思うのです。その意味からいうならば、全体の資金量の中で、常に中小企業に一定の割合を確保しておくという仕組みにしなければ、中小企業金融機関に財政投融資をふやしたんだといつても、どんなにふえても、全貸し出し量の中の一部かそこからですから、全体を動かしていない。しかもそれがムードとなって、そういうことを口実にして、市中銀行は専門機関へ行つてちょうだいということになってしまつておるわけです。ですから、私も日ごろからよく言っておるのではありませんけれども、銀行法を改正する、そうして一定の比率が中小企業のところへも、都市銀行、市中銀行にも流れるように、そういうようなやり方をしなければだめだ。この前私が銀行法の改正を言つたら、行政指導でそれはいたしましよ、法律改正といつてもなかなか困難だからとおっしゃった。私は、法律の中にパーセントをつくれと言つておるわけだ。パーセントはある程度伸縮があつていいから、一々法律改正はしないでも、ある程度譲つてもいいと思う。しかし、その仕組みを、法律の中に原則を置いていただかなければいかぬのではないか。そして、政府の行政指導で五五が六〇になる、あるいは場合によつて、中小企業専門機関が非常に大きくなつた場合においては比率を下げることもあり得るだろう、そういうような方式をとらなければ、どんなに明年度予算で——また中小企業団体からあなたのところへずいぶん行つておると思うのですが、まさに木を見て森を見ない意見だと私は思うのです。全体の森の中の分野をきめなければだ

めだと思ふが、いかがでしょうか。

○福田(越)国務大臣 幾らワクをきめましても、そのワクがそういう見地からだけではこなせないと思ひます。やはりあなたのいまの考え方をほんとうに実行するというためには、中小企業問題のもう少し根柢このほうの問題を解決しなければいかぬ。つまり、中小企業の今日の状態は何だ。先ほどあなたからもお話がりましたが、数年前までは金融問題だったのです。次いで労務問題になつてきた。最近の問題は仕事の問題になつてきた。仕事の量が足らぬ。こういうような問題になつてきた。そういうようなことで、仕事を与えて、中小企業は、これはもう貸し出しの対象としては安心できる対象である、こういう状態がなければ、幾らワクをきめても、これは動きつこない、私はこういうふうな思ひます。

それから、ワクをきめるという問題は、また別によはり金融の政策の硬直化ですね。こういう面から私も私は支障があると思ふ。まあ、弾力的に行政指導でやつていくという辺が最も適切なところではあるまいか。もちろんそこへ力を入れなければならぬ。これは普通そういうふうには考えますけれども、その辺で金融面としてはいくべきじゃないかと思ひます。問題は、要は、中小企業がほんとうに活力を持ち得るような状態にしてやる、その基本問題にあると思ふのです。

○横山委員 それはおっしゃるまでもなく、中小企業問題は、一服盛ればなるようなベニシリンはないというのを私も知つております。知つておればこそ、いろいろな角度からこれもやらなければならぬ。これも、といつて、そういう意味でお願ひをされているのですから、あなたのお願いするようなことはわかるけれども、しかしながら、金融の道をつけるといふ重要な根柢から言えば、あなたが行行政指導でやるといふならば、お伺いしますけれども、都市銀行、市中銀行等で、中小企業金融の水準が、財政投融資がふえても下がらざるようあなたは行政指導いたしてくれますか。

○佐竹政府委員 ただいま大臣からお答え申しましたように、やはりあまり硬直した形になるというところではないかと思ひますが、私もどなたもいたしましても、実は、市中金融機関に対しては、中小企業向けの融資の確保について常時指導いたしております。ただ、おっしゃる通りに、一定率でもつて必ずきちつといくというのは、やはり現実の問題としてなかなかむずかしいと思ひます。おおよその幅を持つて、それを割らないように、むしろできればそれをふやしていくよう、実行上今後とも極力やつてまいりたいと思ひます。

○横山委員 私の質問に答えているのですか。財政投融資が中小企業金融機関にふえても、都市銀行、市中銀行は中小企業向けの比率が落ちないよう指導する、こういうふうにおっしゃつたわけですか。

○佐竹政府委員 その点は、先ほどから横山先生もおっしゃいますように、全貸し出し量に占める中小企業金融の割合というものは大体四三〇ぐらゐで、実はずっと横ばいになっているわけなんです。その中で、いまの政府関係の部分というものは大体八〇ないし九〇ぐらゐのところ、これまで大体安定しております。(「五〇だ」と呼ぶ者あり) いやいや、中小企業金融として全金融機関の中小企業向け貸し出し、これは政府関係機関も含みますが、その中で占める政府機関の割合というものは大体八〇から九〇ぐらゐなんです。しかもこれは、近年ずっと見てまいりまして、大体その位置というものは安定いたしております。つまり全体として経済が膨張する、資金需要がふえる、それに応じてやはり貸し出し量もふえております。その意味でウェットというものは安定をいたしております。したがつて、これはつまり政府関係機関がふえたから市中が減るといふものではないと思ひます。これは全体としての資金需要がどう動くかという問題かと思ひます。

○横山委員 あなたと論争したくないのですけれども、これは統計的数字——私の言うのは、全金融機関の貸し出し量、中小企業向け貸し出し量と

大企業との比率を考えますときに、不況のときには、比率が大企業はふえ、中小企業は減る、こういうことを言つておるのです。最近におきましても、大臣ちよつとおっしゃつたように、中小企業向けの比率が減つていくというのです。あなたは横ばいと言ひけれども、答弁のための答弁だったから、あなたの御答弁は要らないのです。私は、中小企業向けの金融というものをと厚くした、またはしなければならぬときだ、なぜならば、先ほどから言つたように、不況下における一番問題のところじゃないか、それが、これから経済的に非常に大きく混乱をしていくときに配慮しなければならぬ問題だ。あなたは横ばいだから安定しているというが、私はそれは思ひません。しかし、これは論争でありますからこのくらいにして、私の言いたい点、つまり銀行法を改正するか、行政指導でパーセントをつくるか、それでもいかなければ、財政投融資がふえても、都市銀行、市中銀行等、銀行関係においては中小企業の貸し出しの比率を落とさないように——私がせめて落とさないようにというこの点について、大臣の御答弁を得て、最後の質問に移ります。

○福田(越)国務大臣 こういう際には中小企業金融には特別に気をつけなければならぬと思ひます。私は長期化した不況下では、抵抗力のない中小企業というものはほんとうに真剣に考えなければならぬ、そういう考えであります。いまいろいろお話がりましたが、最後の金融問題も含めて、最善の努力をいたしたいと思ひます。

○横山委員 じゃ最後に、中小企業問題ではありますませんが、一つだけ伺ひをしたいと思います。この公債が二、三、四年どんどん出ていく、そして金融機関へ回つていって、一部は完全な意味の市中消化がされても、一部は日銀の担保貸し付けということになる、日銀券が増発をされるということについては、私も、財政インフレになる、結局公債を出す財政政策というものは、国家独占資本主義といひますか、この方向へ、いいも悪いも一歩ずつ行く、つまり、その意味におき

ましては、金融というものは、いままでも日銀において貨幣価値の維持をはかっておいたのが、金融をも含めて、政府の政策が非常にウエートを占める、こういう事態になっていくと思うのです。そうだとすれば、日銀の使命であります通貨価値の維持というものは一体どういうふうになっていくのか。あなたは先ほどから、いや、先ほどからでなく、一貫して、公債を出しても財政インフレにはならない、それは行政運営の態度でも、それから組織的にもそういうふうにする決心である、こうおっしゃった。私はそれが完全に行なわれることを望むわけであります。公債発行には反対ではあるけれども、かりに公債発行をするならば、その二つが厳重に行なわれなければならぬと思う。行なうについては、あなたもいつまでも大蔵大臣をやっているわけにはいかないのですから、あなたは過ぐる野にあるときには、いまの政府の経済政策に反対であったのだから、その意味においては、あなたがかわりになった場合にまた別な経済政策が出てこないとも限らない。あなたが、これはこの歯どめを、行政運営の態度においても、仕組みにおいてもつくるというならば、仕組みをつくってもらわなければだめだ。行政運営の態度というものはいつも変わる。しかし仕組みはそう簡単には変わらない。その仕組み論、つまり歯どめ論についてはいろいろある。しかし、時間がありませんから、あなたはそれをお聞きになっておられますが、私の最後の歯どめの問題というものは、やはり日銀法の改正だと思ふ。日銀法の改正ということはどういう意味があるか。それは、いかなる大蔵大臣に對してしましても、また大臣がいかなることを言ってもチェックする機能であるということだと思ふのです。今日の日銀法は、昭和十七年總動員体制がされたときの日銀法でありまして、法律上は大蔵大臣の言うままであります。しかし、現実運用は必ずしも大蔵大臣の言うままでないということです。最近におきましては、その主張も影が多少薄れてまいりましたけれども、いずれにしても、今日あるべ

き日銀というのは——政府が経済政策を行なう、そうして新しく伸び出した金融政策の中において、貨幣価値の維持という日銀の中立性、その中立性の仕組みの中で大蔵大臣に對してチェックをするという機能がつかられなければ、どんなに法律改正しても大蔵大臣の言うままになり、そのときの大蔵大臣がやろうと思えば、またその仕組みが変えられる。しかし、日銀法というものはそんなに変えられるものではありません。この際私は、あなたがほんとうにこの公債発行がおかしなことになるという保証をつくるというならば、あなたの機能を少し侵すことになるけれども、日本銀行というものに中立性を保持させる、貨幣価値の維持、中立性という意味において、きちんと政府に對してチェックをする機能を与えてやるのが、むしろあなたの政策、あなたのお考えにマッチしたことはないか、こう思います。それで、すでに御存じのように、一昨年でありましたか、山際日銀総裁は、日本銀行法はなるべく早く全面的に再検討し、開放体制を迎えた新時代にふさわしいものに改正することが望ましい」と答え、田中大蔵大臣も、山際総裁の意向がはっきりし、国会でも取り上げられた以上、政府としてもできるだけ早い機会に改正したい。これはおととしの三月であります。その後IMFが国際的におが国に乗り出してきて、ますますその必要性が痛感される。ところが、今年の春になって自由民主党で一応の案がきまりました。そうして大蔵省内部で一応案がきまりました。しかし、参議院選挙を前にしてどうせ継続審議になるのだから、これはしばらく待っておこうということになった。そこへあなたが登場されて、公債発行をされた。ますますその日銀法の改正の必要性は、あなたの理論からいっても痛感をされると思うのです。日銀法を改正されるその焦点は、言うまでもないことでありますけれども、現行法の大蔵大臣、政府の完全な包括的な指示、命令権に對してチェックをするというものであります。自分のやったことについて、大蔵大臣から注意があれば、再審議その他は

いたしますけれども、いずれにしても、日銀の權威というものを少し高めるということであります。この点について、本委員会、また他の委員会でも触れた人があるようでありすけれども、この際、あらためて、あなたの本年の公債政策の全きを期するとなれば、日銀法の改正についてあなたの所信を明確にしてみたい。

○福田(越)國務大臣 日銀法は、お話のように、もう改正すべき段階に来ているのです。また、公債政策を採用するというような局面に立つてもまた考えてみる必要がある。これはどうしても改正しなければならぬと思ひますが、私はいま史上未曾有の大不況、この問題と取り組んでおる。いま精一ぱいなんです。そういうようなことで、一応この不況段階がめどがついた上において日銀法の改正という問題に取り組んでまいりたい、そういう考えであります。ですから、いずれは御提案申し上げたいと思つておりますが、まだこの通常国会に提案をするという考えはございません。

○横山委員 いろいろ質問がありますが、もう時間が参りましたので、最後に、先般本委員会で大蔵大臣に私の意見を強く申し上げたのであります。が、そのことをあらためて大臣に申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。

本来あなたは池田政策を批判された方である。それにもかかわりませず、大臣に就任をされて、一番悪い条件のもとに、一番あなたとしては不適当なといひますか、安定成長論者であるあなたが、何でもいひから不況を克服するためにあらゆることがやれというやうな立場におなりになった。私が言うのは失礼であります。本来から言うならば、あの高度成長経済下にあつて、国の予算あるいは財政投融資、それを少し余らせて、たな上げしておいて、こういう不況下に公債発行をせよ、たな上げしておいてお金を使うというの、あなたのいわゆる安定成長の理論ではなかつたかと思ひます。しかし、不幸にしてあなたの主張されたことは実現をされずに、いま国内でござうた問題と論争の中心となつておる

公債に取りかからなければならぬということは、まことに妙な回り合わせだと私は思ひます。

ただ、私が申し上げたいのは、この不況を克服することが、いまの政治の、政策の唯一無二の最優先の問題である。それが済んだら、あなたは第二の命題、安定成長の問題にかかりたいというお話を何度も私は承りました。私も、安定成長という意味にもいろいろ議論はあるけれども、少くともつり合いのとれた経済の成長ができれば、ものを追いつかせる方法がないではないか。物価が上がつて、国民生活に非常に苦痛を与えて何の安定成長ぞや。あるいはまた、中小企業の政策がある申しましたように、足りないではないか。こういうようなことは忍べ、いましばらく忍んだらそのうちによくなるという説は、百年河清を待つやうなものだ。いま経済構造が問題であるとするならば、いまの不況対策の中で、第二の安定成長へ通ずるかけ橋、布石を一つ一つ置いておかなければだめではないか。私が先般強く申し上げたのはその意味であります。その点について、これは私の意見でございますから、大臣の御答弁をいただこうとは思ひませんが、私どもがいま公債政策なり、いまの不況対策に反発を感じますゆえんのもの、結局、これが回り回って大企業は減税をされ、そして仕事を与えられ、政府支出を受け、中小企業はそのおかげをもらひ、そしてまた全この働く家庭は物価騰貴だけに悩まされる、こういう心配をし、その心配がないように、いまの政策の中で結局へ行きつくかけ橋、布石というものを置いてもらわなければ、私どもの反対はどうてい変更するところがない、こう考えておるのであります。

時間がありませんので、御答弁をいただくことを省略いたしまして、私の質問を終わります。

○吉田委員長 平岡忠次郎君。

○平岡委員 冒頭に大蔵省官房調査課長吉田太郎一氏編集の「公債のはなし」に著しく気にかかる点があるのを、お尋ねをいたします。

この本は問答形式をとっていますが、その一〇ページに次のようなくだりがあります。すなわち「公債発行による社会資本建設は世代間の負担公平が目的か」という設問を設定いたしまして、問うていく「道路建設のようにその効果が将来に残るものについては、その費用を現在の世代だけで負担するのは世代間の負担公平の観点から望ましくないで、費用の一部を将来の世代にも分担させる方法として公債を活用すべきだ、という考え方が一部にあるようですが、今後のわが国における公債政策をこのような観点に立って考えるべきでしょうか。」それに對し「社会資本の充実にいうテーマは、それが完成した後における利用上の効用ばかりでなく、建設過程において生ずる有効需要効果の面についても、国民経済的な視野に立って重視することが必要です。将来の世代に費用の一部を分担させようなどというケチな考えでなく、公債政策の国民経済的な効果の観点から、今後の公債発行について考えるべきでしょう。」と答へ、その理由として「われわれ現在の世代が、過去の世代から受け継ぎ、そして将来の世代に引き継いでいくものは何も社会資本だけではありません。文明という名で呼ばれる科学技術や社会制度、生活様式など有形無形の人類の財産のすべてなのです。後の世代に効用を残すのは道路のような有形資産にかぎらず、技術研究や教育をはじめ社会制度や法律、慣習まで広い範囲の無形資産に及んでいます。こうした有形、無形の資産全部について、将来の世代に引き継ぐ効用を評価することとはとうてい不可能な話です。そうだとすれば、道路のような社会資本だけにかぎって、局部的に世代間の負担公平などという合理性を持ち込むことは、問題の正しい解決にはなりません。極端な議論をすれば、戦争に勝つことこそ後の世代の国民の幸福につながるのだという理由で、戦費を公債

債によって調達することが正当化されることすら考えられるわけですね。」

〔委員長退席、金子(一)委員長代理着席〕

これは問題ですね。この本は、もともと政府のために公債PRを行なう本でありましたが、植木等のごますり歌謡ならばあいきやうがございませう。しかし、公務員の権限論、分限論から要注意ものだと思ふのです。公務員は、これは申すまでもなく、憲法と法律の範囲内で職務する義務があるのではないのでしょうか。戦争肯定論は現憲法下に許さざるところと思ふのですが、どうでしょう。大臣、その次に直接責任の官房長からお答えをいたしたい。

○村上(孝)政府委員 ただいまお引きになりました「公債のはなし」にはそういうことは書いてございませうけれども、それは要するに、社会資本の建設に公債発行のいろいろな理由というものが、学説であるわけでございます。その中で、たとえばいまここに問い、答の形で書いてございませう。世代間の負担の公平論ということで、公債の資本を借り入れによってまかなうべしという議論もありませうけれども、これは在来の審議会その他で議論されたところでもわれわれは伺っておるのであります。七年ぐらゐの公債でそうした世代間の負担の公平というものはあり得ない。これは学説としては、一つの理屈としては考えられるのですけれども、必ずしもそういうふうな学説は妥当とは思へないというところで、その妥当でない説の極論的な、極限的な形をここで否定する意味において書いてあるわけでございます。私はこれについて決して文官分限を越えておるものとは思わないのでございませう。

○平岡委員 突つ走りの議論は下村治氏だけだと思つておりましたが、大蔵省にもこのような突つ走りの思想の土壤があるのかということでは非常に残念に思ひます。この間の私の本会議の質問に關し、軍事公債論それ自身は平岡君の論理の飛躍だといふ意見がずいぶんあるのです。ありますけれども、大蔵省の中にこういう土壤があるとす

るならば、私は皆さんに戒心していただくために、あのことを申し上げなければならぬ義務があつたと思つております。そういうことに關連しまして、大蔵大臣からひとつ御所見を承りたいと思ひます。

○福田(越)國務大臣 今度発行する公債は、戦争と何のつながりも持ちません。いまお話を承つておきますと、吉田調査課長の書かれた本の中で戦争のことが引用されておるようですが、これは設例としてあげたので、あげたものが問題になるもので、私は必ずしも適切であるとは思ひませんけれども、設例としてあげたので、戦争肯定論に何のつながりも持つておるものとは考えません。

○有馬委員 いま官房長、大臣の御答弁でありますけれども、「公債発行による社会資本建設は世代間の負担公平が目的か」ということで、肯定する立場においてここがずつと書かれておるのであります。平岡委員が指摘いたしますように、私どもも飛躍した議論はしたくない。がしかし、こういういたもの考へ方が根底にあるとするならば非常に重大だから、本会議においても平岡委員が指摘したところなんです。それが具体的にどのような形であらわれてきておる。大蔵大臣はとにかく、高橋さんのときにも——きょうの佐藤委員の質問に對しまして、高橋さんは軍事公債という点について最後まで抵抗した。自分も事務官としてその姿を見ておつたが、ということと話しておられる。また、あるときも私に對して、とにかく軍事公債に連ならない限りインフレにはならないのだ、この点ははっきりしたいということで言い続けてこられたはずなんです。がしかし、実際に大蔵省の中で公債に対する基本的な考え方を示すこの著書の中に戦争肯定の思想がはらんでおる。これは重大問題です。官房長はただ単なる言いわけじゃなくて、この問題に對する大蔵省としての責任ある答弁を願ひたいと思ひます。

○村上(孝)政府委員 これを肯定されるとおっしゃいますけれども、この一〇ページを読んでいただきますと、将来に負担を分担させるという

考え方は「まだ未熟な段階だと思われませう。」ということ、この著書は決してその立場をとつておるわけじゃございません。それからそのあと一一ページのところで、公債について社会資本の建設という問題を対象とする場合に、その負担面ばかりに視野を限定するということは古典派や新古典派の議論になつてしまひます。もっと国民経済的な視野に立って重視することが必要なんだ、たとえば、公債によって有効需要が起るとか、そういう意味におきまして、この著者は決して負担を後代に分担するという意味から公債政策を理論づけるという説には加担をしていないわけなんです。したがって、後代に負担を分担させるというふうな説をもし肯定すると、その極端な場合にはこういうことになるからなおさら悪いが悪いということと引いておるわけでございます。私は、決してこれで戦争肯定になるとは思わないのであります。

○有馬委員 問題は、そういう言いのがれの問題じゃないのです。こういうことをすら極言すればというふうな形で、公債発行を肯定する論議を展開するその姿勢についてわれわれは言つておるのです。そうでしょう。ずつと最初、冗長にわたつたけれども、平岡委員が最初に読んだのは、いまのような官房長のような答弁があるからと思つて質問をしておるわけなんです。この姿勢についてお伺ひしておるわけです。

○村上(孝)政府委員 私は戦争ということばを使つちやいかぬということではないと思ふのです。戦争というものは悲惨だといふ場合には、戦争といふことばを使わざるを得ないのです。したがって、否定すべき議論の対象として、その極端な場合を設例することは、私は決して戦争肯定論にはつながらない、こう思つております。

○有馬委員 この公債問題について、最終的な議論の過程で、この問題だけに重要な時間を費すべきでないことはよくわかります。がしかし、これはとにかく一〇ページの最初から最後まで読んだ場合に、いま官房長が答弁するような姿勢と

いうものはわれわれには感じとられない。この問題については、嚴重に警告すると同時に、この措置について機会をあらためてけりをつけたかと思ひますから、このことを銘記しておいていただきたい。

○平岡委員 では、次に移ります。

去る十二月二十日本会議で、財政処理特別措置法案の趣旨説明に対して私が質問申し上げたわけですが、その中でお答えのなかつた重要課題がありますので、きょうこの機会にお伺ひしたいと存ずるのであります。

社会党は、公債政策はいまの経済情勢のもとでの発行は、インフレ傾向に拍車をかけ、物価のその騰貴につながるばかりか、戦前のような軍事国債の性格を持つものになりかねないとの基本的立場に立っており、私自身も第三次防衛力整備計画の発展とからんで、その危惧なしとは考え得られませんでしたので、先般、はたしてこの公債政策が軍事公債政策に発展することがないのであるかどうか、もしないとすれば、いつの時限でこの発行を停止し、終結せしめるつもりであるのか、国民の前にそのプログラムについて明確にせらるべきとの答弁を求めたわけでありました。

さらにまた、政府は、四十年にわたる財源不足対策としての公債発行と、長期経済安定成長計画の一環としての公債発行とを区別しておられますが、その名目が赤字公債であらうと、建設公債であらうと、通常歳入の足らず前勘定が公債となるのですから、内容は同一であり、赤字公債の名を避けて建設公債とすることは、財政編成にあつて政府の裁量でいかようにもなるものであるという立場に立ちまして、政府が四十一年度以降は財政法第四条に立ち返って、赤字公債はこれを発行せず、建設公債のみを発行するといつてみても、圧力団体の突き上げを食って、建設公債という名の赤字公債の乱発はこれを避け得ないのではないのか、また歯とめとされる市中消化はから念仏に終わるのではないかというのを申し上げ、インフレによる生活の脅威におののいておる国民大衆

の前にしからざるゆえんをしかと説明する責任が政府にあるということ、さらに公債発行が雪だるまとはならないという保証を政府は国民に向かつて明らかにする必要があるということ等を尋ねたわけでありまして、佐藤総理並びに福田大蔵大臣からのそれぞれの見解をたししたのであります。

国民は雪だるま式、無限発行を最も恐れているわけでありまして、この点についての御所見のない限り国民は納得できないのであります。現に日銀総裁が口をすべしなして、十二月一日の午後、日銀の定例記者会見で、株が高いが、インフレ期待で買っている人がいるようだね。そこである新聞記者が、インフレ期待の株高は中央銀行への不信表明にはならないのかと突っ込んだ。一瞬宇佐美総裁は目玉がギョロリ、きびしい返事が戻ってきた。日銀はインフレにならぬよう断固たる政策をとつていく。総裁の表情はいつになくふきげんだった旨を十二月二十六日付日曜版毎日新聞が書いておるのであります。それこそまさに語るに落ちたと言わざるを得ない。公債終結のプログラムを明確にしたい。

（金子（一）委員長代理退席、委員長着席）

政府は、われわれ野党の質問に追ひ詰められまして、いわゆる市中消化の国債をある時間的経過の後に日銀に還流することのあるべきことを否定をしておられません。ただし、日銀は国債を担保として市中銀行等に金を貸すことはこれを控えて、債券の売買オペレーションを中心としようとする新金融調節方式を打ち出しておるわけでありまして、実情は、資金供給のためにはオベよりも貸し出しをふやさざるを得なくなつてははずでありまして、したがって、適正な通貨を供給しながら、増加していく国債を市中で円滑に消化すること、は、今朝の朝日の論説の指摘するまでもなく、決してなまやさしいことではありません。これには日銀の自主的判斷、断固たる自主性が発揮されていなければならぬのに、残念ながら日銀の政府に対する立場は決して強くないのであります。政府の打ち出した担保貸付ではなしに、オベ操作

という方式は、日銀総裁との打ち合わせ済みのものであるかどうか、むしろ私は、日銀総裁自身の發議事項であると考えるのであります。その事情につきましてお答えを願ひたい。

さらにもう一点お伺ひしたいことは、公債市場の整備いまだき今日、国債は日銀と銀行との間の限定されたキャッチボールとなること懸念されるのであります。国債市場の育成がどうなわ式ではあります。が急がれておりますが、それ以上に大切なのは、先ほど横山君も指摘をしたように、自主性を強める方向で日銀法を改正することが必要だと思つております。政府はこの方向で昨年の原案を修正した上で日銀法をすみやかに改正すべきだと思つたが、その用意はあるのかどうか。先ほど横山君の質問に対しては、あなたは早急にはできないという趣旨を答えておられますが、これはまず先に出したかたかなければならぬと思ひます。御所見のほどをお伺ひします。

○福田（越）國務大臣 公債の発行をいつ停止するか、こういふのは第一義であります。私は公債発行の額を調節するという考え方で、停止するという考え方をとつておりません。つまり、こういう考え方で、民間の経済が非常に低調であるというときには、公債はこれを多額に出していく考え方で、しかし、好況の際におきましてはこれを引込んで、減額をする、あるいはそれがゼロになるかもしれない。しかし公債をいつの時点で停止しなくちゃならないのだという考え方はとつていないのです。一に経済情勢と見合つて公債を財政運営の調節弁としていく、こういう考え方であります。

それから、建設公債はその額が自由自在にきめられるのじゃないか、こういうお話であります。が、財政法の規定するところによつて、建設公債の対象になる国の費目は何であるかということから明らかにいたします。その明らかにするところから従いますれば、これはどうにもなるというようなものではない。公債の発行額に對しましてこれ

わけでありまして。

それから、担保貸しがふえる傾向になるんじゃないかと言ひますが、私は先般もここで申し上げたのですが、原則としてオペレーションの方法で国債のやりとりはすべきものだといふふうに考へておるのです。しかし、これは日本銀行が貸し出し政策をとつております。またオペレーションもやつておるわけですから、そういう道を通じまして金融の調節をするわけでありまして、時によりそのときの情勢によつて、担保貸し出しは全然ないのだといふわけではないのであります。

それから、日銀法の改正を、自主性を高める上において改正すべきではないかというお話であります。この点は、公債政策もやる、これから金融財政一体として景気の調整、経済の発展に当たらないければならぬという時期になりましたので、私は日銀法の改正はどうしてもやらなければならぬと考へております。しかし、先ほど申し上げたのですが、いま私としても、また大蔵省といつたとしても、この経済不況克服のために手一ぱいという形なんです。この国会に日銀法の改正を提案をするというふうなタイミングに立ち至つておりません。十分検討いたしました。また御審議をわづらわしたい、こういう考へてございます。

○平岡委員 あなたの御所見は、結局終結をいつするかというところはきめていない。要するに、いままでの二千六百億円の赤字公債、これは田中角榮さんのときのことで、これはかん詰めにしておく、ただし私の場合には、これはやはり財政法の第四条と第五条に立ち返つて、それでその第四条の許容する範囲内でやるのだということをおっしゃる、根本的なあなたの考への中には、財政の適正規模は維持する、それから不況下では、国債を出して歳出をふやすが、好況になれば国債をとめたりあるいは減らしたりして、歳出規模を縮小していく、こういう背景があると思うのであります。結局、景気調節論を骨子とするものがあなたの公債政策論であると理解いたしておるわけでありまして、したがつて、あなたの公債論は、緊急

発行論ではなしに、常時発行論である私は理解

しますが、それでよろしうございますか。

○福田(越)国務大臣 そういう面を持っておるという

こととあります。

○平岡委員 大蔵大臣は、おおむねこれを肯定されたわけでありませう。それだけに膨張の危険があり、日銀による通貨価値維持のためのブレーキを必要とすると考えますので、日銀法の早期にして自主性確立の改正案提出に私は関心を持っておるわけでありませう。あなたの腹つもりでは、この通常国会には出せないけれども、なるべく早く出したいという。そこで私は注文をつけておきたいのでありますが、昨年の改正原案それ自体も、これは選挙等の展望から通過が困難であらうというところまで引込まれたのだそうですが、事情が変更したのですから、私は大きく内容的に再検討されなければならぬと考えておる者ですが、あなたの感懐だけでもよろしいですから、その点につきましてお答えをいただきたいと思ふのです。

○福田(越)国務大臣 まだ前の日銀法の改正案というものを私はよく承知しないのです。

○平岡委員 出す出さぬじやなしに、内容を大幅に再検討しなさいということとです。

○福田(越)国務大臣 もちろんそうです。私の手元で再検討した上、提案することになると思ひます。

○平岡委員 私が言わんとすることは、要するに、財政の規模は縮小していくものであるということ、それから第二に、財政操作は小回りはききにくく、あとには引けない性格があるということ、第三は、政府、国会に財政膨張の風土が強い、以上のことに留意すべきであるというのが私の主張であります。現に与党内に四十年一度一兆円説もあり、また日経連の代表理事松田武氏が十月の二十二日の総会で国債についての発言をしていますが、それを見ましても、初年度は一兆五千億円、二年度は一兆五千億円を道路、港湾整備に投資する。二カ年とも一兆五千億円ずつ投資する。第三年度に住宅投資一兆円を投ずべしという圧力

膨張し続ける必然性を持っています。ときとして

的発言をいたしておるわけですが、これが今回の国債発行に關し政府に影響がなかったとはいえないと思ふのであります。福田さん自身は六千億円から言うておるわけですが、いつの間にか約七千億円、しかもその約七千億円は上に出る七千億円らしいですね。そういうふうな相当圧力となってきたことは事実であります。私があえて極論するならば、論理的に公債のブレーキは政府では不可能である、こういうふうな考えをしております。現在の国民の苦惱はインフレによるものであります。すべての禍根は円の下落に発し、円の価値維持は日銀の制度的でこ入れなしには先行き危殆に瀕するといつて過言ではないと思ふのであります。そこで、日銀の権威を高め、政府の暴走を食いとめる必要が今日ほど痛感されることではないのであります。そのことについての理由はあとから申し上げますが、ともかく、円の価値維持は、その前提として日銀の自主性、中立性を制度的に強めることをおいてはかにはないものであります。先ほどの宇佐美氏と記者団とのやりとりで宇佐美氏が開き直ったということは、むしろ日銀の政府に対するコンプレックスを示すものと理解しなければならぬと思つております。この点を私は憂えるのであります。

そこで、この委員会ではたびたびやったことなのですけれども、福田さんには申し上げてないので、この際聞いていただきたいのであります。

第二次世界大戦後、フランクフルトのバンク、ドイツ・チェルレンダーに君臨したヴァイルヘルム・ホッケ初代総裁及びこれを引き継いだところのフンデス・バンクの総裁のブレッシンク、彼らは日銀に相当するところの西ドイツの中央銀行の總裁でございますが、彼らは財政と金融とはおのずから別個の使命を持つという觀念に徹しておりました。その金融政策を行なってきたわけでありまして、ここで彼の使命観に触れることはきわめて意義が深いと思ふのであります。彼らによりまして、議院内閣制の政府のもとにあっては、財政は

膨張し続ける必然性を持っています。ときとして

公債発行も許さないということになりかねないのであります。政党政治である限り、選挙支持層の一挙手一投足に氣を使つて、あるいは圧力団体に對するところの迎合は不可避であります。財政は必ず膨張の一途をたどるものである。政府が保守党であれ、よし華政党であれ、それは問うところではありませぬ。予算はその国の経済の成長の実勢以上にふくらんでいくことを阻止できないものである。これを阻止できるものは、通貨維持を至上命令とするところの、論理上政府と独立した別個の機関でなければならぬ。それが中央銀行であるべきである。第一次大戦後、ドイツは歴史上最高の通貨の乱発をあえてして、空前ともいわれるインフレーションを招来した。それによつてドイツの復興は著しく阻止され、また年月も多きを要した。この経験に徴して、ドイツ中央銀行總裁としての彼らの使命は、ドイツマルクの価値維持のために身を賭すことだとしたわけでありませう。ドイツマルクの価値維持は、現在と将来のドイツ国民から託された国家の大事であつて、一政党政府の、たとへばアデナウアー政権の恣意にゆだねられるべきものではない。すなわち、断片的、現象的なものの恣意にドイツマルクの永遠的価値をまかしてはいけません。財政と金融は同一の權威に立つて併存する。言いかえれば、チェック・アンド・バランスの使命を双方でにない合すべきであると言つておるのであります。フランクフルトはボンに對して、昨年の日銀改正法第三十五條に頭を出しているような、政府をあくまで優先とするがごとき、意見調整のための協議を義務づけられてはおりませぬ。事実におきまして、フランクフルトの牙城によつてボンと彼らは対決をいたしておたのであります。ドイツマルクの価値維持を国家の最高の使命として、中央銀行はアデナウアーの放漫、恣意に決して屈服しませんでした。いまなおこの姿勢はエアハルト政権に對しても持ち続けておるわけでありませう。当時アデナウアーはしばしば齒ぎしりをし、エアハルト商相、シェーファー蔵相などはむしろホッケに傾倒

いたしましてアデナウアーを押える側に回つた、ホッケの言ひ、いわゆる永遠的な國家に仕える使命觀を彼とともに分かち合つたほどであります。

ドイツ経済の着実なあふなげのなところの伸展と、全國民が、ドルに對して四分の一の価値比率をびたりと守り通したマルクのもとにおいてインフレ不在の生活を享受し得たのは、まさに理由なしとはいへないのであります。ドイツ中央銀行戦後初代の總裁ヴァイルヘルム・ホッケこそドイツ國民經濟復興の中核的人物であり、これを繼承するブレッシンクまた當世の偉材であります。この見識はもつて他山の石としなければならぬと思つておるのであります。戦後の財政金融の歴史的転換が、追ひ詰められた赤字公債政策であるという私の所論はおいておりませぬ。私はこの所論をおりませぬ。が、とにかくにもこの大転換の時期に際して、これに對処すべき使命をになつた福田さんは、慎重の上にも慎重を期して、公債の最終的齒どめが日銀制度の自主性強化にあるとの制度的検討について格段の関心を持つていただくことを強く私は要望したいのであります。

このことを強く私は主張いたしました。最後に大臣の所見をただし、私の質問を終わりたいと思ひます。

○福田(越)国務大臣 私は、公債が乱に流れないための最大の齒どめは、公債を使つて運営する財政の規模の適正というところにあると思ひます。

しかし、同時に金融政策、これも非常に重要になつてくると思ひます。財政と金融とが一体となつて經濟の調整に當たらなければならぬ。そういう新しい局面に臨みまして、日本銀行がいかがあるべきかということ、これは平岡さんがおっしゃるとおり、私も慎重に検討しているつもりであります。いろいろと御教示ありがとうござい

ました。

○吉田委員長 ただいま議題となつております各案中、石油ガス税法案に對しまして、山中貞則君

外三十八名より、三党共同提案による修正案が提出されております。

石油ガス税法案に対する修正案

石油ガス税法案の一部を次のように修正する。
第十五条第一項中「移出した課税石油ガス」の下

に「第三項の規定の適用を受けた、又は受けるべきものを除く。」を加え、「次項において」を「次項及び第三項において」に、「又は第四項」を「第三項又は第五項」に改め、同条第二項中「引き取られた課税石油ガス」の下に「(次項の規定の適用を受けた、又は受けるべきものを除く。)」を加え、「又は第四項」を「次項又は第五項」に改め、同条第八項中「第三項又は第四項」を「第四項又は第五項」に、「期限又は日」を「日」に、「提出期限」を「提出期

限

から一月を経過する日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「戻し入れたとき」の下に「又は被相続人により当該石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスについて第三項の規定が適用される事実が生じたとき」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「充てん者」の下に「(第三項の規定の適用を受ける者を除く。)」を加え、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第三項の規定の適用を受けた者が同項の規定の適用を受けた課税石油ガスの販売代金の全部又は一部の領収をしたときは、当該領収をした販売代金に係る課税石油ガスの数量として政令で定めるところにより計算した数量の課税石油ガスを、当該領収をした時に、その者が当該課税石油ガスを充てんして同項の規定の適用を受けた石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。この場合において、当該移出したものとみなされた課税石油ガスに課されるべき石油ガス税の税率は、当該課税石油ガスにつき第三項の規定により控除された石油ガス税額の計算の基礎となつた税率とする。

第十五条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガスの販売代金の全部又は一部の領収をすることができなくなつた場合において、当該領収をすることができなくなつたことに正当な理由があることについて、当該石油ガスの充てん者が、政令で定めるところにより、当該石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該承認を受けた日の属する月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる石油ガス税額から当該領収をすることができなくなつた販売代金に係る課税石油ガスの数量に対する石油ガス税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くもの)とし、当該石油ガス税額につき既に第一項、前項、この項又は第五項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。として政令で定めるところにより計算した金額を控除する。

第十六条第一項第五号中「若しくは第四項」を「第三項若しくは第五項」に改め、同条第二項中「第一項又は第四項の戻入れをした者」を「第一項若しくは第五項の戻入れをした者又は同条第三項の承認を受けた者」に、「又は第四項の規定」を「第三項又は第五項の規定」に改め、「場所」の下に「又は同条第三項の規定の適用を受けた石油ガスの充てん場」を加える。

第十八条中「提出期限まで」を「提出期限から一月以内」に改める。
第十九条第二項中「翌月」を「翌翌月」に改める。
第二十八条第一項第二号中「第三項又は第四項」を「第四項又は第五項」に改める。

附則第一項中「一月一日」を「二月一日」に、「二月一日」を「三月一日」に改める。
附則第十七項を附則第十八項とし、附則第六項から附則第十六項までを一項ずつ繰り下げる。
附則第五項中「若しくは第四項」を「第三項若しくは第五項」に改め、同項を附則第六項とす

る。
附則第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を附則第五項とし、附則第三項を附則第四項とし、附則第二項中「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)」を「施行日」に改め、同項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。
(税率の暫定的軽減)

2 次の各号に掲げる期間内に石油ガスの充てん場から移出され、又は保税地域から引き取られる課税石油ガスに課されるべき石油ガス税の税率は、第十条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。
一 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から昭和四十一年十二月三十一日まで
課税石油ガス一キログラムにつき五円
二 昭和四十二年一月一日から同年十二月三十一日まで
課税石油ガス一キログラムにつき十円

本修正の結果必要とする経費
本修正案による減収見込額は、昭和四十年年度において約十五億五千八百万円である。

○吉田委員長 この際、提出者の趣旨説明を求めます。山中貞則君。
○山中(貞)委員 私は、自民、社会、民社三党を代表し、三党共同提案にかかる石油ガス税法案に対する修正案を提出いたします。

修正案の内容につきましては、別途各委員のお手元に配付してございます詳細な資料がございますので、繁雑を避けるため省略をいたし、これまたお手元に配付いたしてあります要綱で御説明をしたいと思います。

石油ガス税の税率(本則では、一キログラムにつき七円五十銭)を、石油ガス税法の施行日(昭和四十一年二月一日)から昭和四十一年十二月三十一日までは、一キログラムにつき五円に、昭和四十二年一月一日から同年十二月三十一日までは、一キログラムにつき十円に軽減する。

二、施行期日の延期
石油ガス税法の施行期日(政府原案では、昭和四十一年一月一日)を昭和四十一年二月一日に延期する。また、これとの見合いにおいて、自動車用の石油ガス容器である旨の表示義務の規定の施行期日(政府原案では、昭和四十一年二月一日)を昭和四十一年三月一日に延期する。

三、移出に係る課税石油ガスについての石油ガス税の納期限の延期
移出に係る課税石油ガスについての申告納税の石油ガス税の期限内申告による納付の期限(政府原案では、申告書の提出期限)を申告書の提出期限から一月以内に延期する。また、移出に係る課税石油ガスについての賦課課税の石油ガス税の納期限(政府原案では、移出をした日の属する月の翌月末日)を移出をした日の属する月の翌翌月末日に延期する。

四、課税石油ガスの販売代金の領収不能の場合の税額の控除等
課税石油ガスの販売代金の領収不能の正当性について所轄税務署長承認を受けたときは、翌月以後の申告税額から領収不能分に対する税額を控除する。また、この場合、領収不能として税額の控除を受けた課税石油ガスの販売代金を領収したときは、その領収分に対する税額を申告納税しなければならぬこととする。

五、関係規定の整理
以上の修正に伴い、関係規定について、所要の整理を行なう。

以上であります、簡単に趣旨についてさらに補足の説明をいたしたいと存じます。

石油ガス税法案に対する修正案要綱
一、税率の暫定的軽減

石油ガス税の税率(本則では、一キログラムにつき七円五十銭)を、石油ガス税法の施行日(昭和四十一年二月一日)から昭和四十一年十二月三十一日までは、一キログラムにつき五円に、昭和四十二年一月一日から同年十二月三十一日までは、一キログラムにつき十円に軽減する。

私も、提案理由にもございますように、決して、今回の石油ガス税の新規課税については、新たな財源を求めた行なうとしたものでなく、また、特定の業界に対して新規の課税の重圧を背負わせようとした何らの意図もないものでございます。全く現在の道路の特定財源となっており、ガソリン税と同じ能力、あるいはまた同じ形態によって自動車等の燃料でありますLPガスに非課税であるという現状がもたらす課税の不公平、またその及ぼすアンバランスというものを是正したいと考えて、これを提出することに踏み切ったわけでございます。しかしながら、この問題が当然今日まで課税されなかった状態においてLPガス自動車等の普及が行なわれたという現実を顧みずならば、新規に課税の重圧を与えることににおいては変わりはないわけでございます。私も自民党の内部におきまして、すでに提案の際においてこれらの点を配慮いたしまして、本来の税額にいたしまして、ガソリン税をそのままスライドいたしました税額より配慮いたしました金額とし、並びに施行期日にいたしまして、唐突の感のある、直ちに四月一日よりの施行日を三、四半期延期をいたしまして、明年一月一日よりこれを施行する等の配慮はすでにいたしてまいりました経過もあるわけでございます。しかしながら、今回与野党三党の話し合いの結果による修正によりまして、結果的に昭和四十三年一月一日から基本税率とする改正が行なわれますことは、われわれといたしまして、関係業界が新たに課税を受けるといふものであります。現実には立脚いたしまして、またそれ以上のわれわれの配慮がそこに修正案として盛り込まれているという事態に対して、賛意を表明したいと思っております。またこれを納税いたしますタクシー業界につきましては、このことが営業上、営利上のある意味のマイナスになり、また、今日乗でない営業についての相当な重圧を与えるであろうことについても、私も心配をいたしております。しかしながら、いかに公平の理論から課税するにいたしまして

も、そのような現象を私もは然視し得ない現実の状態だと考えますので、直ちにこれを料金を引き上げて、この賦課されました新規税額分を大衆に転嫁するという措置もまた、これは一般の国民の立場から早急になし得ないところでございします。しかしながら、現実においてはそのような事態というものがあられるわけでございします。将来、この課税が行なわれたことによる業界の連携の上つづきに検討をいたしまして、しかるべき結論を得たならば、大衆転嫁の形式をなるべく排除しながらも、今回の新規課税による影響というもののについて、料金改定等の配慮を将来において検討される必要があろうかと存じます。

また、これは提案者のあるいは私見に属するかも知れませんが、内々において各党の識者の賛同等も得ておることでありまして一言つけ加えておきますと、今日のわが国の料金メーターは走行キロ数応分メーターに相なっております。しかしながら、これも今日の都市の車両稠密過剰状況から見まして、一キロを走るのに、時期、場所においては数十分を要するような状態ということが予想される現状において、私も、単にこのキロ数におけるのみ応分メーターというものについても詳細な検討を加える必要があるのではないかと。たとえ、これを時間制メーターの採用、もしくはまたアメリカ等に見られるような乗車人員がふえることに従ってメーター料金が加算されていくメーターの採用等、私もといたしましては、なるべく直接一般大衆に迷惑をかけないような配慮においてこれを現実処するような考え方というものを考えてみなければならぬと考えるわけでありまして。しかしながら、これらの案を検討するにあたりまして、結果的に見て、偶然ではございますが、LPによる新規課税をされます車の走っておりまして地帯は、この車両稠密大都市地帯に集中いたしておる現状でございしますので、かりにこの案のいずれかを検討して採択することがあるとしても、それは全国一律に行なうことな

く、これらの地域についての制限、地域指定等の前提をもって検討するべきものであらうと考える次第でございします。

次に、第二点の、施行期日を二月一日に変更するという点でございします。これは事実上年末に於いての審議が行なわれております現時点において、物理的に必要な修正と簡単に言えるわけでありまして、しかし、その内容に触れますと、実は施行期日を二月一日とすることにしまして、次の、先ほど申しました要綱第三点とからんで、税収の面において大きな影響をもたらしますもので、第三点の問題について述べておきたいと思ひます。

すなわち、今回新たに納税義務者となります小売り業者、すなわちスタンド業者の者であります。私も、私は当然この性格から見て、蔵出し課税を念頭に置いて検討を進めてまいったわけでありまして、課税する意思もなく、またそれを検討するといふ意思すらございせん今日において、蔵出し課税の段階において自動車用のLPガスというものの、色分けが事実上困難であるという点から、簡単に、ある意味において、表現を変えまして、深い検討なしに小売りのスタンドにおいて課税することを適当と認めた次第であります。しかしながら、私もこの際率直に反省をしてみますと、スタンド業界の納税義務者となつたあとの実態についての検討について、私もはやや検討不足の点があったやの感があるのでございします。したがって、私も、新たに蔵出し課税がでけないというだけの理由によって、小売りの業者であるスタンド業界が納税義務者となるこのような事態を、私もとしてもさらに考えるところがなければならぬのではないかと、このことを考えまして、いろいろ調査いたしてみますと、タクシー業界がスタンド業界に支払います手形のサイトは大体六十日から九十日が常識のようございします。そういったと、現在の原案では一カ月の納税期限と、さらに三十日間の余裕という

ことを加味いたしまして六十日しかございせんので、これらの点を実態に合わせるべく、先ほど読みました要綱によって、石油ガス税の納期限を移出した日の属する月の翌月末日を翌翌月末日とすることによりまして、実質二カ月とさらに三十日の余裕を与えることとなりまして、この現実の形状サイトの実態に合わせることも可能ではないかと、このように考えた次第でございします。しかしながら、そのために、先ほど申しました第二点の、単純に物理的に変更いたしました施行期日の二月一日という点から、今四十年年度の収入の面について目を転じますと、この延期を認めたことによりまして措置の結果として、四十年年度予算の歳入面において十五億円の歳入不足を現出するといふことを私もは政府に指摘し、またそれに対する政府の善処を要望しておかなければならぬと考える次第でございします。

次に、第四点の、販売代金の領収不能の際における税額控除の措置についてでございます。これもまたスタンド業界の実態を検討いたしました結果、かりに貸し倒れが生じた場合においては、貸し倒れ金そのものは、一般税法の定めるところにより、損金その他の措置があるわけでございしますけれども、納税義務者という立場において、貸し倒れが招来した場合におきましては、国税の税金の部門につきましての何らの特典がない。もつともこの特典は、今日国税の体系において他の間接税の徴収義務者において何らの恩恵が認められていない制度のもとにあるわけではございしますけれども、しかしながら、地方税におきましては、料理飲食等消費税のごとく、二の例がございしますように、そのような実例も実は困難な環境において、すなわち料理飲食等消費税に例をとりましてならば、本来の納税者は料理飲食をした者その者であるはずでございしますけれども、便宜上話し合いによって特別納税義務者ということにいたしておりますための反面の措置でございします。私もこの措置を採用することによって現在の間接税体系に特例が生ずるといふ点につ

て、今度の石油ガス税の新規課税については、新たな財源を求めた行なうとしたものでなく、また、特定の業界に対して新規の課税の重圧を背負わせようとした何らの意図もないものでございします。全く現在の道路の特定財源となっており、ガソリン税と同じ能力、あるいはまた同じ形態によって自動車等の燃料でありますLPガスに非課税であるという現状がもたらす課税の不公平、またその及ぼすアンバランスというものを是正したいと考えて、これを提出することに踏み切ったわけでございします。しかしながら、この問題が当然今日まで課税されなかった状態においてLPガス自動車等の普及が行なわれたという現実を顧みずならば、新規に課税の重圧を与えることににおいては変わりはないわけでございします。私も自民党の内部におきまして、すでに提案の際においてこれらの点を配慮いたしまして、本来の税額にいたしまして、ガソリン税をそのままスライドいたしました税額より配慮いたしました金額とし、並びに施行期日にいたしまして、唐突の感のある、直ちに四月一日よりの施行日を三、四半期延期をいたしまして、明年一月一日よりこれを施行する等の配慮はすでにいたしてまいりました経過もあるわけでございします。しかしながら、今回与野党三党の話し合いの結果による修正によりまして、結果的に昭和四十三年一月一日から基本税率とする改正が行なわれますことは、われわれといたしまして、関係業界が新たに課税を受けるといふものであります。現実には立脚いたしまして、またそれ以上のわれわれの配慮がそこに修正案として盛り込まれているという事態に対して、賛意を表明したいと思っております。またこれを納税いたしますタクシー業界につきましては、このことが営業上、営利上のある意味のマイナスになり、また、今日乗でない営業についての相当な重圧を与えるであろうことについても、私も心配をいたしております。しかしながら、いかに公平の理論から課税するにいたしまして

いは、慎重なる検討もいたしたのでございますが、先ほど来申しますように、スタンド業者にとつては全く唐突の感のある納税義務者の立場ということがいられるわけでございます。この点と配慮をいたしまして、全くの特例として、貸し倒れ金そのものに加えて、所轄の税務署長の承認を得たものに関しましては、その税金の徴収を結果的に免除するという措置をとつた次第でございます。

次に、法律の段階ではございませんが、スタンド業者等におきましても、税法並びにそれに伴う政令等のある程度の輪郭は、すでに国会において、二国会流れておるわけでありますので、種々検討をいたしておるようでありますが、その検討いたしました結果の共通の不安といつたしまして、従量課税という形をとられた場合に、比重を加味して、温度その他の条件等を計算したしながら課税をされることについては、地域あるいはまた氣候等において著しく異なる条件下にある場合に問題が起りほしくないだろうか、あるいはまたその納税、徴収等の手続の複雑なために、計算方式の複雑なために、あるいはまた一部その充てん液を抽出いたしまして検査をするために、その充てん液はもとのボンベに返らないというような現実の問題等がからんで、トラブルに対する心配等があるやに承りました。したがつてわれわれは、そのために、政令事項の中ではありますが、特に液容量で単純に課税する方式というものを新たに政令に設けまして、業界自体の立場による判定によつていずれかを選択する方法というものを設定することにいたしました。これによりまして、納税義務者としての納税者の納税に対する際の不安を私どもとしては一掃したつもりでおるわけでございます。

以上、法律並びに政令に関する問題の直接の修正点を御説明いたしました。さらにつけ加えて申し上げますならば、四十一年度予定いたしましたおきまする税制の改正によりまして、これらのスタンド業者が高圧ガス取締法に基づいて強制的に設置をさせられまする近接民家に対する障壁あるいは事務所との間の隔壁あるいはまた爆発物地下貯蔵のための地下ビッド、それらの問題につきましては、これらの今回のLPガス新規課税並びにそれに対する納税義務者の立場を与えられる意義を十分くみまして、われわれといたしましては、国税の面におきましては償却の特例措置、すなわち耐用年数の短縮、あるいはまた特別償却等の問題を実行に移したいと考えております。地方税におきましては、固定資産税をその部分については免除したい、かような措置等を考えておる次第でございます。

以上のような措置をとりまして、今回各党全会一致で衆議院を通過いたしましたことになりましたことを、私どももいたしましては、せめて私どもの新しく踏み切りまする新規課税に伴うあらゆる手段を尽くしたということにおいて、ある意味の喜びを感じたいと存する次第でございます。徴税当局におかれましては、この新規課税であるという事実を深く思いをいたしまして、税法その他の周知徹底をはかるとともに、納税手続その他の指導に懇切丁寧な態度をもつて接せられるよう、そして、その徴税当局の心がまえが、これらのわれわれ三党共同の修正の内容と相まって、納税者の協力をかちうる結果となりますよう要望いたします。私の三党共同提案にかかる修正案の趣旨説明を終わる次第でございます。(拍手)

○吉田委員長 これにて修正案の趣旨説明は終わりました。

○吉田委員長 質疑を続行いたします。只松祐治君。

○只松委員 たいい山中委員からも詳細な御要望等がございましたが、税の新設でございますから、これには幾多の問題を含んでおります。したがいて、国会は三国会非常に長きにわたりましたけれども、この本文の討議その他はいわばほとんど行なわれておりません。したがって、山中

委員のいまの詳細な御要望、御説明等にあらたと思ひますが、それでもなおかつ幾多の問題を残しておることは事実でございます。したがいて、今後の税の執行にあたりましては、ひとつそういう点を十分顧慮いたしまして、いろいろな面において留意し、御配慮をいただきたい。ただ、いま山中委員のおっしゃいました中に、いわば物価の値上り要因になるような発言もあつたかと思ひますが、こういう点に關しましては、全会一致ということばがありましたが、必ずしもその点については全会一致でないというわが党の意見その他もございまして、ひとつその点のことを申し上げまして、いま申し上げました点に御留意いただき、特に、LPGのスタンド業者はほとんど中小企業者が多いわけでございまして、そういう新規課税でございますので、税の執行の、特に税務署のほうにおきましてはそういう点を十分懇談し、指導し、それから新法案を熟知するようになつて配慮をいただきたい。また、新税でございますので、この新税の円滑な遂行と、税の正しい確保のために納税組合等をつくつて、これが業者にとりましては大幅な課税にもなつてまいります。それに新しいものでございまして、ひとつそういう点が円滑に行なわれるように特段の御配慮を——ほんとうはもっと討議をいたしまして、条文の中に設けるかどうか、私たちが討議を進めたいところでございます。こうやって円満に話し合いがつくということでございますので、要望、意見として、あるいは御質問として申し上げてお答えをいただきたい、このように思ひます。

○福田(勉)國務大臣 只松委員のお話、まことにごもっともだと思ひます。新税でございますから、これが執行には最大の注意を払つてまいります。特にPRと申しますか、スタンド業者に対する税法の懇切なる指導、また、解説その他努力をしてみたい。また、納税貯蓄組合をつくつたらどうか、こういうお話でございますが、これも税務当局として

は積極的に御協力を申し上げていきたい、そのように考えます。

○吉田委員長 各案並びに修正案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○吉田委員長 この際、石油ガス税法案に対する山中貞則君外三十八名提出の修正案について、内閣において御意見があれば述べていただきます。

○福田(勉)國務大臣 政府原案を修正されることは遺憾であります。しかしながら、道路整備五カ年計画の遂行のためにはぜひとも本法案の成立を必要といたしますので、この程度の修正はやむを得ないものと考えます。

○吉田委員長 これより各案について、順次討論、採決に入ります。

まず、昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律案について討論に入ります。

通告がありますので、順次これを許します。有馬輝武君。

○有馬委員 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま提案になりました昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律案について、反対の討論をいたしたいと存じます。

まず第一に、政府の本法案提出の姿勢についてであります。本委員会でも同僚各委員からしばしば指摘されましたように、佐藤総理は、第四十八国会において、本年度中は公債発行を絶対にいたさないということをしばしば言明されてまいりました。その後も大蔵大臣はじめこの政府の見解を披瀝してこられたのであります。が、この重要な財政法の大転換を年度中において約変して実施される、この政府の態度というものは、国会並びに国民に対する冒瀆であり、佐藤内閣の財政方針の一貫性に欠けるきわめて重大な失態だと申さなければならぬと存じます。さらに、この財政の大転換を意味する公債の発行について、今次国会

は、慎重なる検討もいたしたのでございますが、先ほど来申しますように、スタンド業者にとつては全く唐突の感のある納税義務者の立場ということがいられるわけでございます。この点と配慮をいたしまして、全くの特例として、貸し倒れ金そのものに加えて、所轄の税務署長の承認を得たものに関しましては、その税金の徴収を結果的に免除するという措置をとつた次第でございます。

次に、法律の段階ではございませんが、スタンド業者等におきましても、税法並びにそれに伴う政令等のある程度の輪郭は、すでに国会において、二国会流れておるわけでありますので、種々検討をいたしておるようでありますが、その検討いたしました結果の共通の不安といつたしまして、従量課税という形をとられた場合に、比重を加味して、温度その他の条件等を計算したしながら課税をされることについては、地域あるいはまた氣候等において著しく異なる条件下にある場合に問題が起りほしくないだろうか、あるいはまたその納税、徴収等の手続の複雑なために、計算方式の複雑なために、あるいはまた一部その充てん液を抽出いたしまして検査をするために、その充てん液はもとのボンベに返らないというような現実の問題等がからんで、トラブルに対する心配等があるやに承りました。したがつてわれわれは、そのために、政令事項の中ではありますが、特に液容量で単純に課税する方式というものを新たに政令に設けまして、業界自体の立場による判定によつていずれかを選択する方法というものを設定することにいたしました。これによりまして、納税義務者としての納税者の納税に対する際の不安を私どもとしては一掃したつもりでおるわけでございます。

以上、法律並びに政令に関する問題の直接の修正点を御説明いたしました。さらにつけ加えて申し上げますならば、四十一年度予定いたしましたおきまする税制の改正によりまして、これらのスタンド業者が高圧ガス取締法に基づいて強制的に設置をさせられまする近接民家に対する障壁あるいは事務所との間の隔壁あるいはまた爆発物地下貯蔵のための地下ビッド、それらの問題につきましては、これらの今回のLPガス新規課税並びにそれに対する納税義務者の立場を与えられる意義を十分くみまして、われわれといたしましては、国税の面におきましては償却の特例措置、すなわち耐用年数の短縮、あるいはまた特別償却等の問題を実行に移したいと考えております。地方税におきましては、固定資産税をその部分については免除したい、かような措置等を考えておる次第でございます。

以上のような措置をとりまして、今回各党全会一致で衆議院を通過いたしましたことになりましたことを、私どももいたしましては、せめて私どもの新しく踏み切りまする新規課税に伴うあらゆる手段を尽くしたということにおいて、ある意味の喜びを感じたいと存する次第でございます。徴税当局におかれましては、この新規課税であるという事実を深く思いをいたしまして、税法その他の周知徹底をはかるとともに、納税手続その他の指導に懇切丁寧な態度をもつて接せられるよう、そして、その徴税当局の心がまえが、これらのわれわれ三党共同の修正の内容と相まって、納税者の協力をかちうる結果となりますよう要望いたします。私の三党共同提案にかかる修正案の趣旨説明を終わる次第でございます。(拍手)

○吉田委員長 これにて修正案の趣旨説明は終わりました。

○吉田委員長 質疑を続行いたします。只松祐治君。

○只松委員 たいい山中委員からも詳細な御要望等がございましたが、税の新設でございますから、これには幾多の問題を含んでおります。したがいて、国会は三国会非常に長きにわたりましたけれども、この本文の討議その他はいわばほとんど行なわれておりません。したがって、山中

のようなわずかな短期間の間に審議しなければならぬ、このような法案の提出のしかた自体も国会を冒瀆するものでありまして、この際きわめて遺憾の意を表しておきたいと思つております。

第二に、本年度の公債発行について、昭和四十年のこのような措置をしなければならぬ税収の落ち込み、これについて年度当初において予想し得なかつたという事は、これまた政府のその場当たりの財政運営の極端なあらわれでありまして、この点についても激しく指摘しておきたいと存じます。

第三点といたしまして、財政法は一般財源の不足を補うための公債の発行というものを蔽に戒めておるのであります。にもかかわらず、この財政法の根本的精神、立法の精神を踏みにじつてこの挙に出でたことは、法を順守すべき政府の態度としてきわめて遺憾と申さなければなりません。

第四点といたしまして、一たび公債が発行されまするならば、これが雪だるま式に膨張していくことは、過去の歴史において私も現実的に学び取つてきておるところであります。大正五年に寺内内閣、次の原内閣、田中内閣、そして満州事変から日華事変までの高橋蔵相の公債政策のあとを振り返つてみると、私たちはこの歴然たる事実を面をそむけるを得ないのであります。私もこの点について、本委員会でもしばしば論議も、単なる、市中償還その他というようにことごとく歯どめがきくものでないことは、これまできわめて明らかであります。私も、将来増税によつてしか救済得ない公債発行について、この歴史的な時期において、日本社会党として政府に対し大きな警告を発しておきたいと思つております。

少くとも、かつての昭和四年、五年におきまして、浜口内閣が、同年度の四半期を経過していたにもかかわらず、実行予算を編成して、一般、特別両会計を通じて一億四千七百七十余万円の経常節約を実行いたしました。公債の新規発行額は、予定額よりも五千九百余万円を減じて一億三千八百万円に改められました。そして五年、井上蔵相は、当初の国債整理計画の方針を貫くために、一般会計においては全然公債を発行しないこととし、特別会計においては、その発行予定額を半減した歴史があります。がしかし、現在の情勢において、このような措置が取られ得る情勢があるかどうかというのを検討いたしました場合に、現在の予算規模その他から推して、このような勇断をふるい得る余地はみじんも存しないことを福田蔵相みずから御存じのほうであります。こういった意味合いにおきまして、私も雪だるま式にふえ、国民の負担を過重に過重を重ねていく本法律案に対して、断固反対の意思を表明するわけでありまして、

なお、さらに私もここで見のがすことができないのは、財政法第四條第二項に言うところの償還計画、これを明示しない公債の発行はとんでもない話であります。償還計画もなく、このような大転換をします。いかにこれが追いつめられた公債の発行であるかということ、この一事をもつてして明瞭であらうと存じます。

さらに私も、やはりこういう措置をする前に、わが党が常に主張いたしておりましたように、租税特別措置法の検討など、財源の検討について、政府は真摯な態度で検討をする、こういう態度を常に念頭に置いていないから、やはりこのような法をじゅうりんし、国民に負担をかける措置に出ざるを得ないのであります。この佐藤内閣の財政政策の欠陥について、この際あらためて指摘いたします。私の反対討論を終わる次第であります。(拍手)

○吉田委員長 木村剛輔君。
○木村(剛)委員 私は、昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律案に、自由民主党を代表して、賛成の意思を表明せんとするものであります。

周知のとおり、現下の不況はきわめて深刻であります。これは不況の性格が単に循環的なものではなく、これに構造的なものが重なって供給の極

度な過剰となり、いわゆる低圧経済の様相を呈しているからであります。この深刻な不況は必然的に財政面にも反映して、昭和四十年度におきまして、たとえ租税収入は二千五百億円と大幅な減少を来した見通しとなりました。これは予想を絶するきわめて異常な事態といふべきであります。これをこのままに放置いたしますと、国と地方公共団体の機能は全面的に阻害されるばかりか、不況はますます激化し、経済は混乱し、中小企業者や公務員等に及ぼす影響にはかり知れないものが憂慮されるのであります。

政府は、このきわめて異常な事態に対処するため、今国会に再び補正予算案を提出し、あわせてその執行に必要な諸法律案を提出されたのであります。これはきわめて時宜を得た、というよりはむしろおそきに失したともいえるものであります。

ただいま議題となつておりますこの法律案は、二千五百九十億円の国の税収不足等を国債によつて補てんし、また、地方交付税交付金の減少と地方公務員の給与改定に伴う地方財政の窮乏を救わんとするものでありまして、言うまでもなく補正予算案と一体不可分の重要なものであります。すなわち、この法律案が一日も早く成立しませんが、せつかく補正予算に計上された公務員給与改定費、生産者米価値上げ費、災害対策費、義務的経費の不足額の補てん、中小企業信用保険公庫出資金等々の、現下最も緊要な支出の一切が歳入欠陥のために不可能となり、その及ぼす影響はまさにはだにアツを生ぜしめるものがあるのであります。また、地方公共団体におきましても、地方交付税交付金の激減により、事業費の支出はもとより、地方公務員の給与改定も実施不可能となり、地方行財政は全く麻痺してしまうのであります。

この法律案にいう国債の発行が、財政法第四條のじゅうりんであるとか、インフレや戦争につながるとかの心配をされる方もあります。しかし、この異常な年度における税収不足補てん公債は、佐藤総理大臣も繰り返しては行なわれないと明言さ

れていることでもあり、極力市中消化の原則を貫こうとの努力がなされていることでもあり、これ自体が悪影響を残したり悪い先例となることは決してないことを確信するものであります。

これに関連して、昭和四十一年度以降における国債の発行につきましても、それが公共事業費のワケ内にとどまり、市中消化の原則を貫く等、健全財政の原則を順守する限り、インフレとは無縁のものであり、むしろ財政に新時代が到来したことに大きな期待が寄せられるのであります。特に、福田蔵相は、国債を持つ新時代の健全財政の構想を繰り返し表明されて、国債発行にも健全財政の原則を貫くことを約束されました。さすがに有能で、かつ良心的な蔵相であります。私は、この法律案の審議の全過程に示された蔵相の精神が、この法律案の条文の間にも輝いているのをはつきりと確認して、安心と期待とをもって、この法律案に対して賛意を表明するものであります。(拍手)

○吉田委員長 次に、竹本孫一君。
○竹本委員 私は、民主社会党を代表いたしまして、ただいま上程されております昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律案に対して、反対討論を行なわんとするものであります。戦後、日本の財政は、原則として健全財政主義を貫いてきたのであります。が、今回の一般会計赤字補てん国債によつて、わが国の財政はいま百八十度の方角転換をいたそうとしておるのであります。

この際、私も次の五つの点を指摘したいと思います。

第一点は、かような深刻な不況を招いた政府、自民党の経済政策、財政政策の失敗に対する点であります。日本経済が持つ過当競争的な體質と資本の利潤追求の偏向を何ら変革することなくして政府は毎年財政を膨張させました。これはいよいよその矛盾を助長し、促進してきたところでありまして、政府の今日の不況に対する責任はまことに重大なものがあります。これにつきまして、

政府の深刻なる反省の姿が見受けられないという点が第一点であります。

第二点は、政府の経済計画の見通しが従来あまりにもでたらめであつた点であります。このようなでたらめな計画を推し進めてまいりますならば、いま政府が四十年にわたつての特別措置とおっしゃつておられますけれども、おそらくはわれわれの心配するところでは、今日の景気の上昇も政府の期待されるところには沿いません。そういうような結果、四十年にわたつてとどまらずして、四十一年度にもあるいはさらにその以後においても、また第二、第三の特例が必至であることを憂うものであります。

第三点は、私は、今回の政府が歳入不足の二千五百九十億圓に直面いたしましたところの措置が、あまりにもイージーゴーイングであつて、無責任であるという点を追及したいと思つたのであります。大体財政法第四條は、大幅な歳入不足が生じ、そしてその場合特例をつくつて公債を出すというふうなことは予定いたしておりました。大幅な歳入不足が生じてはじめて、むしろ第四條の真価が発揮されるものであらうと思つたのであります。その根本のものを、かくも安易に特例法を設けることによって、その基本の精神を否定するといふことは、私どもの断じて納得のできない点であります。これでは一体財政法第四條は何のためにつくつておられるのかといふことを疑いたくなるのであります。歳入不足にあたりましては、第四條の精神からして、当然冗費の節約その他に全力を尽くした上、減額修正を内容とした補正予算案を提出するのが法のたてまえではないでしょうか。これで景気をますます悪くするといふことであれば、あらためて第四條の是認する建設公債等によりまして、次の第四次補正予算を提出するのが財政法のあり方ではないかと思つたのであります。

第四点は、今回の特例法には償還計画が全く示されていないといふことは、社会党からも強く指摘された点でありまして、私も全く同感でありまして、わずかに二行だけ書いてある、四十七年

度までこの償還をするというだけでは、どう考へましても、償還計画という計画の名に値しないものでありまして、これは財政法違反であると思ふのであります。

最後に、今回この公債が出されますことをきっかけにしまして、財政が方向転換をし、日本の公債発行が次々に積み重ねられて、あるいは近頃十兆、十八兆圓の公債が出されようとするのをわれわれは心配するのであります。先ほども御指摘のありましたような歯どめ方策についてのつきりした御説明が何えなかつた点でありまして、特に第四條には公共事業であるかといふことについての定義は正確には示されておりました。したがつて、公共事業の名において赤字公債が出される心配をわれわれは憂うのであります。また、市中の消化といふことが第五條の原則になっておりますけれども、民間の消化力自体が、あるいは政府の資金散布によりまして、あるいは日銀の信用造出の方法によりまして、これが幾らでも左右できるというのを考える場合、また、日銀が事前において、事後において、その公債をみずから引き受ける間接な方法によって市中消化の原則をじゅりする危険のあることを考えます場合に、私どもは公債インフレへの心配をやはりきびしく考えなければならぬと思つたのであります。

以上のような点を考えまして、私ども民主社会党は、この特例法は、財政の基本原則をゆるがす、危うくするものであるという立場に立つて、反対をいたしたいと思ひます。

以上でございます。(拍手)
○吉田委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。
本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○吉田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

とおり可決いたしました。
次に、石油ガス税法案及び同案に対する山中貞則君他三十八名提出の修正案につきましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。

まず、山中貞則君外三十八名提出の修正案について採決いたします。
本修正案を可決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○吉田委員長 御異議なしと認めます。よつて、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。
これを可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○吉田委員長 起立多数。よつて、本案は修正議決いたしました。

次に、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案につきましても、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。
おはかりいたします。本案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○吉田委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

国民の負託にこたえるために、各委員の献身的な御努力に對して、心から感謝を申し上げます。
(拍手)
本日は、これにて散會いたします。
午後七時四十三分散會

衆議院事務局